

平成28年 9月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10番	平 野 広 行	11番	三 浦 義 光
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民生部次長兼 十四山支所長	松 川 保 博
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介護高齢課長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都市計画課長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘書企画課長	佐 藤 雅 人
危機管理課長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保険年金課長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村 瀬 修
児童課長	大 木 弘 己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山 田 宏 淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図書館長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	土 方 康 寛
--------	---------	-----	---------

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） おはようございます。14番 佐藤高清でございます。

9月議会最初の質問者ということでありますので、少し緊張をしておりますが、よろしく願いをいたします。

今議会に用意しました質問については、2点用意をさせていただきました。この質問につきましては、市民の皆さんから意見をいただいたことを参考にして質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして早速質問をさせていただきます。

1点目の質問、弥富市内に設置されている火の見やぐらであります。このことにつきましては、ことし、28年度に入りまして新しい自治会の役員さんが誕生し、その自治会におきまして、ごみの出すステーションが、ごみの量が多くなったこと、また交通量がふえてきたことにより危険度が高まったということで、自治会でどうしたらいいかということをお話しして、ステーションを変えるという結果になって、そのステーションを地元の自治会にあります火の見やぐらのところに持っていったらどうかという話をまとめて環境課のほうへ話を持っていったところ、環境課のほうで、それはいいことだと。しかし、この火の見やぐらを管理するのは危機管理課が管理するに値するから、危機管理課のほうで調べてくださいという

ことで、危機管理課のほうへ出向かれて、そういったごみのステーションをどうかお願いしますといったところ、危機管理課のほうは、この火の見やぐらに緊急時に上ることになると。また、ポンプ小屋があるけれども、そこにはポンプの積載車が入っておるということで、ごみのステーションは認めていただけなかったということで地元に戻り、その火の見やぐらを見たところ、大変劣化が進んでおり、とてもじゃないけれども火の見やぐらに上るような状態ではないということをまた危機管理課のほうに申し出て、どうしたらこういった問題が解決するかということでもあります。

そこで、私のほうが弥富市内に設置されておる火の見やぐらについて質問という形になりましたので、よろしくお願いします。

それでは、第1問目の質問に入らせていただきます。

弥富市内に設置されている火の見やぐらについて質問をさせていただきます。

火の見やぐらの使用状況についてであります。

現在、弥富市には火の見やぐらが設置されているわけですが、そもそも非常時の警報を鳴らすという本来の利用目的から、消防団や自主防災組織がホースを使用した後のホース干しとして利用したり、防災週間の啓発運動に垂れ幕を掲示したり、いろいろな利用目的で利用されていると聞いています。

まずそこで、弥富市内における火の見やぐらの設置数や設置場所、その土地の所有者、それぞれの利用状況や使用方法について、市当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） おはようございます。

それでは、佐藤議員の御質問について申し上げます。

前もって、先ほどの市民の方が市役所のほうへ手続された件につきましては、いろいろ担当課が違ふとかいうような御意見もいただいたようでございますので、大変申しわけございませんでした。市民目線で連携がとれるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

お尋ねの火の見やぐらのことにつきましてでございますけれども、本来、火の見やぐらは、江戸時代に火消し役が常駐して見張りをすることからつくられたものでございますけれども、現在、本市の用途といたしましては、ほとんどが消防出動時のサイレンの設置場所、先ほどおっしゃられました火災予防の啓発の懸垂幕、ホースを干すなどとして利用されております。

設置数につきましては、火の見やぐらが全部で17カ所ございまして、火の見やぐら本体は本市が所有しておりますが、このうち消防団が利用しているものが、17カ所のうち11カ所は消防団が確実に利用しておるところでございます。第6分団から、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、後ろのほうの分団でございますけれども、11カ所使っております。その他

残りにつきましてでございますけれども、自主防災会とか、地区で自主防災会が訓練されたときにホースを干す等に使用されているものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 全部で17カ所、また消防団が利用しているのは11カ所、その他については自主防災会が消防用ホース等を干すということで利用されているということであります。

それでは、火の見やぐらの管理状況について質問します。

火の見やぐらを利用するのは、消防団や自主防災組織といったものに限られてくると思いますが、常日ごろの日常の管理はどこが行っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

火の見やぐらの管理につきましては、一応市の管理となっておりますけれども、消防団が利用しているものにつきましては消防団の方に管理していただきまして、ここが傷んでおるとか情報を教えていただいて管理しているのが状況でございます。

また、それ以外の消防団以外のものにつきましては、地域の自主防災会なり地域の皆様からの報告、ここが傷んでおるとか、そういうような情報をいただきまして、維持管理しているのが状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 消防団からの情報とか、地域の皆さんからの情報ということですが、冒頭申し上げたとおり、消防団におきましては統廃合が進んで、廃合に至った分団小屋等もあるわけです。それから、地域の皆さんからの情報ということですが、今回、自治会長になられた方が全く情報のないまま市当局に出向かれたということですので、この辺には少し市当局と現場との温度差があるかと思しますので、この辺のところもよろしく願いをいたします。

次に、火の見やぐらの劣化ぐあいについて質問をいたします。

正直な話をしますと、市内にある火の見やぐらを見てみますと、さび等による劣化がかなり進んでおり、やぐらの上に上がることも危険を感じるような状況のものもあるように見受けられます。こういった劣化ぐあいについてどこまで把握されているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 把握していることではございますけれども、大部分の火の見やぐらについてでございますけれども、なかなか建築年がはっきりしないものがほとんどでございます。かなり老朽化が進んでいること自体は把握しているという状態でございます。よろ

しくお願いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 劣化が進んで、老朽化が進んでいることを把握しているという答弁でありましたけれども、今回把握したという形が答弁にふさわしいかなと思っておりまして、よろしく願いをいたします。

以上の弥富市内における火の見やぐらの現状を踏まえ、火の見やぐらの今後のあり方について質問をいたします。

市内のほとんどの火の見やぐらは、設置されてから数十年以上を迎え、一説には昭和51年以降の建築ということでもありますけれども、向こう数十年は大丈夫というお墨つきを得られるものは数少ないと思います。どのようなものでもそうだと思いますが、長もちをさせようと思えば、常日ごろからメンテナンスが重要であります。ただ、そのメンテナンスには、それなりの投資が必要であって、どこが誰が維持管理をしていくのかであって、火の見やぐらのような大きなものであってはかなりの負担となります。だからといって、なくしてしまえばよいとの乱暴の発言もできません。ただ、行政、消防団、自治会、自主防災組織等が協力し合っていきましょうとのことしか言いようがありません。しかし、現実としてかなり劣化した火の見やぐらが存在しているのも事実であって、あらゆる危険性を真っ先に排除することが最優先になることから、撤去や移転等の話をまずは進めていかなければならない状況の火の見やぐらをどうするかだと思います。

このような状況の火の見やぐらを洗い出し、順序立てして、計画的に進めていくことが望まれます。関係各位との話し合いの中で、その答えを見出せばよいのではないのでしょうか。撤去方法、移転先、管理方法、はたまた撤去後の跡地の利用方法、この話に関する協議事項は数多く存在をしております。市内の火の見やぐらの現状を踏まえ、今後のあり方についてどのような考えであるか、質問をさせていただきます。

また、消防団、自治会、自主防災組織等からの火の見やぐらの危険性に関する報告や、撤去や移転、今後の管理方法や跡地の利用方法を含めた今後のあり方の提案があったなら、その際の話の流れ等も説明していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤高清議員から、火の見やぐらの件について御質問をいただいております。

先ほども私どもの担当部長からお話をさせていただきましたけれども、相当劣化しているという形の中で、現在、弥富市内には17本の火の見やぐらがあるわけでございますけれども、現在の情報化社会の中においては、その火の見やぐらの必要性というのは一定の役割を終えたかなあとも思っているところでございます。そうした状況の中において、全ての火の見や

ぐらを一度調査していかなきゃならないとも思っております。そして、その劣化状況であるとか、どのように管理していくかということをお急ぎに我々としては考えを出していかなきゃならないと思っておりますけれども、現在、私どもといたしましては、17本の火の見やぐらに対して向こう3年の計画で全て撤去していきたいと思っております。

そして、今、消防団であるとか自主防災会等が使っていただきますホースを乾かすというようなものにつきましては、火の見やぐらを利用するということではなくて、ポールを新たに設置して、その機能をしっかりと果たしていきたいと思っておりますのでございます。

全国的には、この火の見やぐらを残してはどうだというような団体もあるそうでございます。日本の歴史、あるいは文化遺産というような状況の中で、この火の見やぐらの役割を後世に伝えていくというようなこともあるようでございますけれども、安全性を考えた場合においては撤去することのほうが優先であろうと思っております。そんなような状況で考えております。

一応、撤去費用として概算見積もりをとったところでございますけれども、撤去費用としては1基当たり120万円ほどかかる予定でございます。また、ホースを干す設置費用につきましては140万円ほど、合計で二百五、六十万という形であるわけでございます。これが17本となりますと、非常に費用もかさんでくるわけでございますので、先ほど申し上げたように、向こう3年を目途として我々としては市内の火の見やぐらを撤去していくというようなことを考えております。

また、火の見やぐらが使われていなかったものについては更地にしたり、あるいは地区によっては防災訓練等に使用したホースを干しているところもありますので、状況を把握しながら、地区の皆さんにも御相談を申し上げながら順次実施していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高志君） ただいま、今後の火の見やぐらに対するあり方について、市長のほうからお話をいただきました。

撤去するということは私も賛成でございます。金銭的なお話が出ましたけれども、撤去費用に大体120万近くのお金がかかると。しかし、これを維持管理してペンキの塗りかえ等を進めていくのには、1回のメンテナンス料がこれ以上の金額がかかるような気がするわけで、恐らく倍までかかるんじゃないかなあという思いであります。金銭的な理由、またこれまでの火の見やぐらの役割が、時代が変わって済んだという思いで、3年かけてこの火の見やぐらを撤去していく。もう既に撤去された自治会もあるわけでありますけれども、ぜひこういった計画と地元の自治会と、また関係各位に説明をしながら、トラブルが起きないように撤去を進めていただくことをお願いするところであります。

そして、更地にしていただいて、当初、ある自治会から申し出のあったように、その跡地をごみ出しステーション等に有効的に使うという形が整えば最高ではないかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。結局において、最初の要望が実現するという形になっていくわけであります。ここで3年、4年という時間がかかることが住民の皆さんのいら立ち、しかしこれはやむを得ないことでもありますので、理解を求めながら進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、火の見やぐらについての質問は終わらせていただきます。

次に、2問目の質問であります。生涯学習行政の運営方法であります。

これにつきましても、ことしの5月の地域のコミュニティの運動会で、小学生の皆さんの参加の呼びかけをコミュニティのほうでしたところ、子ども会の会員数が極めて減ってきておると。子ども会を通じてコミュニティの運動会に参加の呼びかけをしたところ、選手が集まらないという大変なことに気がついた住民の方が見えて、「おいおい、きょうびのお母さん、お父さん方はどうしておるや」と。子ども会の会員数が減ってきておるという話がされた中で、いやいや女性の会のほうの会員数も減っておるんだと。また、福寿会のほうの会員数も減っておるんだと。そういったお話をしたところでもありますけれども、こういった生涯学習にまつわる話が市の住民の皆様から届きましたので、生涯学習の運営の方法について市当局に質問をさせていただきます。

ここ数十年来、科学技術、医療技術の進歩は著しく、それに伴い我々の生活スタイルも大きくさま変わりをしました。科学技術の分野では、パソコンの普及により、以前は手書きで作成されていた書類がパソコン上の書式で作成され、経理等の数表計算も、数字を入力すれば計算は自動で行われるのが当たり前の時代となりました。また、日常生活での買い物も、インターネットを使えば、クリックするだけで欲しい品物が自宅まで届き、会計も電子決済によって現金を持たなくても完結する時代であります。数十年前の古いコンテンツでも現代の新しい技術を駆使さえすれば、また新しい付加価値によってよみがえることも可能となるわけであります。この一つのモデルが、今、社会現象ともなっている「ポケモンGO」であって、20年近く前から子供たちに愛されてきた漫画の世界観が、携帯電話のさまざまな機能を駆使することで、より新しい世界観へと進化をし、今でも色あせることなく全世界で愛され続けている理由の一つではないでしょうか。

また、医療技術の分野では、がんに代表される不治の病と表現されていたものが、iPS細胞等に代表される研究が行われているように、近い将来には画期的な治療法が確立されて、それを克服するのも近いと、大きな期待が寄せられています。その現実が近づいているように私も感じています。

我々の暮らしは進化し続けています。ますます便利になり、長生きもできるようになりま



した。人の生活スタイルが変わっていくのに伴い、価値観も変化し、そこに根差した文化も変わってきました。人類全体にとってもよい方向へと向かっているのかもしれませんが、その反面では、このことが過疎化、少子・高齢化といった現代社会が抱える大きな社会問題の原因となっているとも捉えることができます。人類全体にとってよい方向へと向かっていると断言するには、この科学技術や医療技術といった進歩のスピードについていけてこそその話であって、若い世代なら問題はないでしょうが、年を重ねてからでは、この急激な変化についていくのにはかなり大変であります。

地域の活性化は世代を超えた人々の交流が必要であり、だからこそ「生涯学習」という言葉が生まれ、家庭、地域、学校、企業等のありとあらゆる分野がその垣根を越えて、豊かな人生を謳歌し、豊かな社会をつくっていこうと努力しているのではないのでしょうか。人が生まれてから死ぬまでの意味での生涯と教えられる教育ではなく、みずからの意思で知識を得る学習という言葉が並んでいることの意義は大変奥が深いものであります。社会教育イコール生涯学習ではなく、また生涯教育イコール生涯学習でもない、生涯学習というカテゴリーの中に学校教育や社会教育が存在し、さらには学校教育と社会教育は全く別なものではなく、恐らくこういったぼんやりとした言葉でしか表現ができません。

法治国家であっても、法的に生涯学習という言葉の概念を明確に示したものではありません。そのために、恐らく生涯学習の概念を細部まで突き詰めていくとするならば、突き詰めることは至難のわざでしょう。とはいえ、生涯学習行政を運営していく立場となれば、生涯学習とは何か、生涯学習とはどういったことを示すのか、このことがあやふやでは、職員もあやふやなまま行政運営を行うことになり、ひいてはこのことが住民への不利益となりかねないことになります。そもそもの始まりとして、揺らいではいけない部分があってはならない分野であります。

恐らく100点の回答、ベストな回答は、大学等の生涯学習を研究する学者の方でも意見が分かれ、正解は多くあるのだと思います。弥富市として生涯学習とはどのようなことと認識されているのか、確認をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生涯学習についてどのような認識かという御質問でございます。

「生涯学習」という言葉は、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられております。また、生涯学習社会を目指そうという考え方、理念自体をあらわしていることもあります。

生涯学習社会とは、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会であるとされています。平成18年12月に可決・成立し

ました改正教育基本法第3条においても、新たに国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされており、生涯学習の理念として生涯学習の実現に努めることが規定されています。

本市でも、この条文の理念を踏まえ、市民の市民による市民のための生涯学習の場として、時代の変化やニーズに合わせ、より新しいプログラムを提供し、市民の生きがいづくりを実現する方針です。乳幼児から高齢者まで、幅広く市民が学びや健康づくり、文化・芸術、スポーツなどに親しみ、ニーズも多様化してきていることから、生涯学習課としましては、こうした市民の多様な学習要求に応え、市民と一体となって幅広い教育、文化、福祉、スポーツの諸活動を展開し、生涯学習プログラムの充実を目指すとともに、市民お一人お一人がそれぞれの成長段階において人間力を高めていただくための契機となる場を提供することが我々の役割であると認識しております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、生涯学習に関する理念を事細かく説明していただきました。ありがとうございます。基本中の基本でありますので、こういった形で進めていっていただきたいと思います。

次に、生涯学習行政の運営と縦割り行政について質問をさせていただきます。

くどいかもしれませんが、生涯学習は社会教育イコール生涯学習ではなく、生涯教育イコール生涯学習でもない、生涯学習というカテゴリーの中に学校教育や社会教育が存在し、さらには学校教育と社会教育は別のものでない、これだけは間違いないことだと思っております。一個人が主役であるかもしれませんが、その主役が立つステージは、家庭であり、地域であり、職場であるはずで、親は親として子供に人としてのあるべき姿を教えます。子供は学校という場で、社会人として必要な知識だけではなく、連帯感等の社会性を身につけ、社会に出てからも文明の発達に合わせて必要な技術の習得を行い、地域社会の一員としても、その地域の歴史や文化を継承し、伝承していく地域コミュニティの形成に一役買うのが人としての努めではないでしょうか。いわゆるライフステージということでもあります。

ふだんは年齢や役職等によって、それぞれが求められていることを行っているかもしれませんが、事や次第によってそれぞれの立場で適切なステージに立ったり、場合によってはそのステージを借りてみたり貸してみたりと変幻自在に動けることが理想的な関係だと考えます。不足しているところを補う、協力できることは協力する、使えるものは共有する、こうして豊かな人生、豊かな社会を形成していくことが生涯学習に求められていることだと思います。

このことを実現するには、よく言われる縦割りの行政の運営では当然通用しません。ネットワーク化が重要ではないかと考えます。学校教育と市の図書館を一つとして考えよと言われても、無理があることは容易に想像がつかます。がしかし、例えば市の図書館で学校の図書館機能の一部を補っていくことや、地域文化の継承や伝承に協力していくことは可能ではないかと思います。そこができるならば、学校と地域文化の継承や伝承も可能ではないかと期待ができます。

現在の弥富市生涯学習行政の運営の中で、ただ単に各部署間での組織機構に関する配置の話ではなく、ネットワーク化と表現されるように各部署間での連携の実態、ひいては現体制での強みや弱み、またプラス面やマイナス面等の自己分析をお話いただければと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生涯学習にかかわる事業を総合的に推進するためには、市役所の各部署が連携することが必要不可欠となります。教育委員会はもちろん、児童課、健康推進課、福祉課、介護高齢課など、教育・健康・福祉の関係各課が連携し合い、お互いが地域における課題及び要望に関する情報を収集して、市の事務事業に関する情報については積極的に関係する部署に提供することが総合行政であることの認識に立ち、事業を運営してまいりたいと考えております。

御質問の現体制での強み弱みでございますが、大規模な自治体でございますと、職員同士の関係も希薄になりがちかと思いますが、本市では市民同士、市民と職員が顔の見える関係であったり、横のつながりもできやすいということが強みであると考えております。

あえて弱みといえば、市として地区別の人口の格差があったり、団体における人材不足、やや行政依存傾向が強いなど、行政面ではプロジェクトチームや連絡会などはあっても、まだまだ機能していない部分があり、事業を体系化して総合的に推進する体制にはなっていないという部分もあろうかと思っています。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 市民同士、市民と職員が顔の見える関係が横のつながりができやすいという今答弁でありましたけれども、顔の見える同士は都合がいいわけですがけれども、新しくチームをつかって生涯学習に参加して施設を使おうとした場合、例えばサッカーチームが練習するところがないからお願いに行ったら、そこは児童課の担当なんですと、また健康事業を提案しに行ったら、それは健康推進課の仕事なんですというような話も聞くわけでありまして。ぜひ生涯学習を通じて横のつながり、ネットワーク化を進めていただいて、初めて生涯学習課に訪れた人も市内全域の答弁ができるような形、いわゆるネットワークを強めていただいて、私は担当外ですからそっちへ行ってくださいという言葉はできるだけ少なくなるような施策を進めていっていただきたいということを要望して、次の質問に入ります。

生涯学習行政の運営と住民サービスの向上について質問をさせていただきます。

ここまで、弥富市における生涯学習という物の考え方や、それを踏まえた組織づくりのお話を伺ってまいりました。では、実際に生涯学習活動を行う住民の皆さんにとって、どのような生涯学習運営が理想なのでしょう。正直なところ、住民の皆さんが初めに目につくところは、施設等の利用についてであると感じております。概念や組織形態等を議論することも大切であり、無駄な話ではないことは当たり前です。住民の皆さんの思いは、どのような施設があり、利用できるかできないかであって、その利用に当たって手続はどうすればよいのか、また手続がもっと簡素化できないかといった現実的な側面のものもあると思います。手続の簡素化の要望等も多いと思っております。

生涯学習というものの理念から、組織運営も縦割りの構造ではなくネットワーク化し、横へ横へと連携を広げていってほしい思いでここまで質問をしてきたつもりではありますが、それこそ横へ横へと連携を広げていけば、各分野の管轄の垣根を越え、手続という点ではもっと簡素化できるのではないかと考えます。利用者に何かあった場合の管理者としての責任をどうすべきか。この点が運営側、また施設管理者側からすれば悩ましい問題とは理解できますが、それにしても検討の余地があり、それだけの価値に値することだと思えます。

住民の皆さんから、せっかく来たのにたらい回しにされたという苦情は、誰もが聞いたことがある行政に対する苦情であります。その最大の理由は、ここは担当でないという行政特有の縦割り構造にあるのではないのでしょうか。行政職員の皆さんは、自分に与えられた職責上、そのように答えるしかありません。もし悪いのは何かという答えを出すとするならば、このような状況を把握していながら、仕方がない、そういうものだとして放置してきた者が一番悪いのではないかと考えております。幸い私の知る限り、本日ここに集まっておられます関係各位に、改善もせず放置しておけばよいとの考えをお持ちの方はいないと思っております。こういった改善こそが住民サービスの向上であり、また住民サービスの向上こそが生涯学習行政の活性化であり、生涯学習の活性化が、地域おこしや、まちの活性化につながっていくと考えているところであります。

こういったことは、生涯学習行政の運営に限ったことではありません。理想的な生涯学習運営を求めていく上で、必ず直面し、解決していかなければならない問題であります。まずは生涯学習行政で率先して改善していき、弥富市行政全体が改善というものに取り組んでいける組織へと変わっていくことへ期待を込めて、生涯学習行政の運営と住民サービスの向上への取り組みについて、その方針や現状等を質問させていただきます。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生涯学習行政の現状につきましては、毎年、「生涯学習やとみ」を発行し、生涯学習教室やイベント、スポーツ大会等を掲載したものを各家庭に全戸配布さ

せていただいております、市民が気軽に参加できるよう努めております。

また、施設利用者の方へは、継続して利用される団体へは施設利用料の減免など、市民が施設を気軽に快適に利用していただけるよう努めております。

利用申請の手続につきましては、各施設ごとの申請となっております。しかし、申請や受け付けのできない場所の問い合わせに対しましては、電話で施設の空き状況を職員が確認するなどの対応を行い、できる限り利用者の負担にならないよう心がけております。

住民サービスの向上への取り組みでございますが、例えば1つに他市町村の例を申し上げますと、インターネットによる施設の予約などがありますが、こういったケースは予約だけして利用しないことや利用料も納めないなど、他の利用者に御迷惑をおかけすることにもなると聞いておりますので、現在の申請方法を継続して、市民の立場に立った親切・丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

今後はサービス向上のため、安心・安全、快適な施設運営に努め、地域の人材とニーズを結びつけることができるよう、幅広い世代の地域活動の輪とネットワークを広げ、地域力の向上を目指しますとともに、コミュニティ活動への支援及び連携を継続的に実施していきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 頑張っていたいただいておりますけれども、いろんな問題が発生してくるということを前倒しで想定してみえるようでありますけれども、これは生涯学習の質問ということで、私もいろいろとインターネットで検索したりして、まとめようがないし、答弁の仕方も教科書どおりの答弁しかできないような気がするわけでありますけれども、市民の皆さんの生涯学習の対象が多岐にわたってきておる、また市民の生涯学習に対する意欲が向上してきておる、学習事業へのニーズも多種多様化していることは現実でありますので、今までとはまた違った施策を考えていただいて、例えば生涯学習策定委員会等もつくっていただいて、総合的な戦略を立てる必要性が出てきたなら、そういったことも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。生涯学習の問題は本当に難しい問題だとつくづく感じておるところでございます。

それから、最後の問題であります。藍亭についてであります。

これは、弥富市唯一の名誉市民、漢詩人の服部擔風先生の書斎であるわけでありまして、この書斎につきましては、擔風保存会というのがこれまで一生懸命保存に尽力してきていただいておりますけれども、今回、市のほうに寄附をして新しい形で管理していくという、この28年度の予算が承認されたところであります。

この服部擔風先生の藍亭についての直近の進捗状況の報告と、また来年は服部擔風先生生誕150周年の節目であります。市当局、文化協会等の生誕150周年の計画等があれば、それも

踏まえて報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 藍亭の竣工式と擔風先生の生誕150周年記念事業についてお答え申し上げます。

まず藍亭は、弥富市唯一の名誉市民でもある漢詩人服部擔風先生が御自宅に明治35年に建て、愛用された木造平家建て、面積22平方メートルの書斎であります。現在、2度の移設を経て平島町に建っていますが、藍亭保存会の方々の御尽力により、保存されてきました。

しかしながら、会員の方々の高齢化、会員数の減少とともに、建物の老朽化により個人での管理が困難になってまいりました。そこで本年度、市が建物の寄附を受け、森津の藤公園に移設し、その保存活用を図るものであります。

服部擔風先生の生誕150周年の節目に当たる平成29年度を公開の契機とし、今後市が管理することにより後世に長くその功績を伝えとともに、市民の郷土への関心・愛着心を高めるよう保存活用を図ってまいります。

竣工記念及び生誕150周年記念事業としましては、平成29年度の4月の後半の森津の藤まつりにあわせて開催いたします。内容としましては、文化協会の御協力をいただき、詩吟部による擔風先生の漢詩の吟詠、茶道部による呈茶のほか、森津文化財保存会による郷土芸能の披露、また関連事業としまして歴史民俗資料館において特別展の開催、擔風先生にゆかりのある講師をお招きしての講演会の開催を計画しております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 服部擔風先生の書斎が森津の藤の棚のほうに今年度中に移設して、その完成と同時に、今、部長のほうから報告がありましたように、生誕150周年記念を行うということであります。かなり知名度の低い話だと思いますので、これも文化協会と大いにディスカッションしていただいて、PR等も重ねていただいて盛大に行われることを切に願っております。

これまで生涯学習について質問をしてきました。ここで市長に、私の質問について総括的に答弁を願い、また方向性を出していただいて、市長のお話を聞いて私の質問を閉じたいと思いますので、市長よろしくをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員に御答弁申し上げます。

私は就任させていただいた以来、行政運営の基本の一つといたしましては、官民協働によるまちづくりが大変重要であろうということを言い続けておるところでございます。そうした形の中から、生涯学習行政からもさまざまな形でまちづくりを発信することが市民サービスの向上につながっていくということを確認しているところでございます。

運営の一つの大きなものとしては、総合計画に基づいたしっかりとした運営、その中には人が輝き文化の薫るまちということが基本方針として示されております。また、教育大綱の基本方針としては、知・徳・体という形での基本方針を推奨し、市民一人一人が生涯学習事業にみずから進んで参加していただけるような体制づくりが必要であろうと考えておるところでございます。

また、2点目は、生涯学習行政における各種団体、特に文化協会、あるいは体育協会との連携を図りながら、いわゆる議員が先ほどおっしゃいましたネットワーク行政としての役割を果たしていかなきゃならないということでございます。文化協会の皆さん、そして体育協会の皆様には多くの人に参加をしていただき、大変御努力していただいていることに、この場をかりまして心から敬意を表していきたいと思っております。

また、市民の学習意欲の向上ということにつきましては、そのニーズも多種多様でございます。生涯学習項目も非常に項目が多くなっているのが現状でございます。文化活動、あるいはスポーツ活動、あるいは芸能保存活動などさまざまな活動を通じて、多くの市民の皆様が生涯学習事業を展開していただいております。これからも市としても応援をしていきたいと思っております。

しかしながら、さまざまな生涯学習と弥富市の施設との関連も大事であろうと思っております。あちこちに施設は有しているわけでございますけれども、その施設の利用につきましては一定のルールがあるわけでございます。しかし、これをそのルールどおりやっていけば、大変困る方もお見えになるわけでございます。そうした方においては、年間の枠の中でしっかりとお話をいただきながら決めていき、そしてその生涯学習活動が円満に遂行されることを我々としてもしていかなきゃならない。縦割り行政ということだけではなくて、その人たちの市民目線の中で生涯学習活動を応援していきたいと思っておりますので、議員各位の御理解もいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 総括的に市長のほうから報告をいただきました。

今、弥富市は市役所を仮設ということで、十四山支所に市長を中心に分掌しておるわけがあります。そういったさなかにおいて、この生涯学習は後ろに戻るようなことは大変まずいことですので、今、市長の言われた報告を私は支持するところでありますので、我々議会もこういった市長の方針に対して積極的に後押しして、生涯学習が後ろに戻らないように懸命に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に学校教育におけるICT活用について質問をいたします。

文部科学省では、平成25年6月閣議決定された第2期教育振興基本計画で目標とされている教育用パソコンを児童・生徒3.6人に1台、電子黒板を各普通教室に1台などの水準を達成するために、総務省の協力のもと、平成26年度から29年度までの教育のIT化に向けた環境整備4か年計画を策定し、その整備財源については所要の地方財政措置が講じられることとされています。教育分野でICTを積極的に活用していくことにより子供たちの主体的な学びを推進し、一人一人の個性や能力を発揮できる21世紀にふさわしい学びを実現できるものと考えます。

そこでお伺いをいたします。本市におかれまして、現在どのような取り組みによる事業が展開をされているのか、現状はどのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 現在、市内の小・中学校においては、電子黒板がおおむね各校1台、ノートパソコンをパソコン教室として40台設置しております。このパソコン教室は、パソコン操作の習得及び情報モラル教育が主な目的であり、各教科の授業を行うということではありません。

教科の授業においては、電子黒板を利用したデジタル教科書の活用を図っております。デジタル教科書は、紙の教科書にない映像や部分の拡大表示、そしてワークシート作成に役立っております。あくまでも、授業の組み立ての上での主ではなく、従としての活用となります。また、利用頻度は、先生、教科にもよりますが、台数が少ない分、稼働率は高いので、今後も計画的な導入が必要と考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 各小・中学校には、おおむね各学校に1台の電子黒板、そしてパソコン教室としてノートパソコンが40台ということが現状のようでございます。学習指導要領に沿った授業の実現であるとか、また授業の質や児童・生徒の学習意欲の向上などの効果を考えますと、さらなる教育の情報化の推進をしていく必要があると考えますが、そこでお伺いをいたします。



今後は計画的な導入が必要であるという旨のただいま課長より御答弁もございましたように、これからのＩＣＴ活用教育、あるいは授業について、教育委員会としてどのように進めていこうというお考えでおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 今後のＩＣＴ活用につきましては、先ほど議員がおっしゃった国の第２期教育振興基本計画で目標とれされている水準である、教育用コンピューターを児童・生徒数3.6人当たり１台、電子黒板・実物投影機の整備を１学級当たり１台、超高速インターネット接続率及び無線ＬＡＮ整備率100%、校務用コンピューター教員１人１台を目安に整備していきたいと思っておりますが、学校の要望に応じて徐々に整備していきたいと考えております。

また、確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実やグループ学習、ＩＣＴの積極的な活用を初めとする指導方法、指導体制の工夫・改善を通じた協働型・双方向型の授業を展開していく授業にしていきたいと考えております。ハードウェアの導入とともに、先生方には授業用ソフトウェアを活用した各教科の授業の推進をお願いしてまいります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○１３番（炭竈ふく代君） ただいま課長のほうから、今後の方針についてお聞かせをいただきました。お聞かせいただきましたけれども、まだまだ学校のＩＣＴ環境の整備は十分な状況とは言えないと思います。市、教育委員会におかれましては、十分に議論をしていただきまして、地域の実情に応じた整備が推進され、そしてまた時代にふさわしい学校教育が行われますことを期待申し上げて、ＩＣＴ機器の整備をより一層推進していただきますことをお願いしたいと思います。

また、ＩＣＴ活用の授業、既にタブレット端末の利用へと進化をしています。タブレット端末や電子黒板を活用した授業につきまして、先進地に学び、弥富市におかれましても他の市町村におくれをとらないように推進の必要があるものと思いますけれども、この問題について教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 教育環境のＩＣＴ化についてお答えをいたします。

まず、文科省の教育の情報化ビジョンにおきまして、子供たちの情報活用能力の推進、ＩＣＴを効果的に活用したわかりやすく深まる事業の実現、校務の情報化の推進の３つを掲げております。これらは教育の質の向上につながります。また、社会で最低限必要な情報活用能力を確実に身につけさせて社会に送り出すということは、学校教育の責務でもございます。

ＩＣＴを活用した効果としましては、電子黒板やタブレットの導入によるデジタル教科書や学習ソフトの活用によりまして、子供の授業への関心・意欲を向上させ、イメージしにく

いものを提示して知識・理解を深め、発表や話し合いによる表現力、交渉力の向上とともに、情報化社会への対応力の育成が図られます。

情報教育の重要性と情報機器の整備の必要性はますます高まっております。次期学習指導要領、小学校は2020年度、中学校は2021年度から実施予定の基本方針でも、急速に進む情報化社会への対応について示されております。

このような状況の中、本市におきましては、本年4月に各小・中学校の教務主任を中心に学校ICT推進検討委員会を立ち上げ、導入に向けての準備を進めているところでございます。この委員会におきましては、服部市長にも同行をお願いいたしまして、県内でも先進的に取り組まれている大府市のICT授業の現場視察を実施していただきまして、議論を深めてきたところでございます。

今後は、本市の総合教育会議や教育委員会、さらには財政担当部署との協議を進めまして、他の自治体の動向を見きわめながら、教育環境のICT化は積極的に取り組んでいかなければならない重要課題だと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま教育長より、積極的に取り組んでいかれる御計画ということで御答弁をいただきましたが、いずれにいたしましても膨大な予算も必要であるものと十分理解をいたしております。しかし、児童・生徒の興味や関心を引く授業、そして先生方のゆとりある校務の実現のために、より一層学校ICTの促進に向けて取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございます。

2点目に、今後の学校における特別支援教室についてお伺いをいたします。

さきの6月議会におきまして永井議員より特別支援教育支援員の職務内容、また江崎議員からは発達障がい児の支援についてなどの質問がございましたが、障がいある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するというために、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な指導及び必要な支援を行うことはとても重要なことであると考えます。

そこで、初めに現状についてお聞きをいたします。

市内の小・中学校の特別支援学級数と児童・生徒の数はどのようになっていますでしょうか。また、あわせて障がいの種別についてもお尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 特別支援学級の現状についてお答えします。

小学校は、8月1日現在、20学級で65名、中学校は6学級で21名、合計で26学級86名となっております。

次に、障がいの種別でございますが、26学級の内訳を申し上げます。

知的障がい、小学校が9、中学校が3、情緒障がい、小学校が8、中学校が3、肢体不自由児、小学校2、弱視の方が小学校1学級となっております。

そして、この児童・生徒を支援していただく特別支援教育支援員の方は25人体制であります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。

自閉症や学習障がいがある人を支える改正発達障害者支援法が、この5月25日、参院本会議で可決をし、成立をいたしました。これは、教育や就労の支援策の充実を図り、関係機関に切れ目のない支援を促すものとなっています。

教育の分野では、発達障がい児が発達障がい児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮することや、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の推進、またいじめの防止等の対策の推進が定められております。

そこでお伺いをいたします。本弥富市では現在、全ての小・中学校に特別支援学級があり、そこには担任及び特別支援教育支援員さんが見えになりますが、その方々への研修などは十分に行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 特別支援学級の担任の先生及び特別支援教育支援員さんへの研修でございますが、特別支援学級の担任は、県が広域的に実施する研修や特別支援学校巡回視察等、さまざまな研修に参加しております。また、特別支援教育支援員の研修といたしましては、今年度は市主催の研修としてスキルアップ研修を実施いたしました。各校の現状の確認や情報交換も含め、実りある研修を実施することができました。

小・中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子供たちを適切に支援することが求められておりますが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合があります。その背景として、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒への教育的対応がますます求められていること、児童・生徒の障がいの状態が多様化していることなどがあります。

困難事例に対しましては、教師や現場の支援員とともに教育委員会の派遣指導主事も対応しておりますが、他の業務も抱え多忙をきわめていることから、将来的には支援員や特別学級担任をサポートする弥富市としての特別支援教員支援員コーディネーターの設置も視野に入れた体制の構築が必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 担任に対しましては県が実施する研修、そして特別支援教育支援

員さんに対しましては市が実施する研修などに参加してみえるということでございます。

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療などの関係機関などの連絡調整役としての役割が必要ではないかと考えます。具体的には、障がいのある児童・生徒の発達や障がい全般に関する一般的な知識、またカウンセリングができる方、そして学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役を担う弥富市としての特別支援教育支援員コーディネーターですね、そうした方たちの設置、また具体的に検討していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

今回も通告に従いまして、質問は大きく2項目になります。

質問に入らせていただく前に、8月の中旬以降、相次いで台風が起きまして、特に農林水産関連の被害額は、昨年9月に鬼怒川の堤防が決壊しまして関東・東北豪雨に迫る被害になっておるようで、これからの秋野菜の高騰も非常に懸念をされております。何はともあれ、北海道、東北、関東地方の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈っておるところでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

以前、三ツ又池公園にてミシシippアカミミガメの大量発生について対策との質問がございましたが、今回は環境面を考え、外来生物全般、被害状況を踏まえながら質問していきたいと思います。

まず、海外起源の外来種、外来生物であり、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定された特定外来生物について質問をしていきます。

生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて生活の安定向上に資するため外来生物法があるわけですし、弥富市としても、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の生息状況を把握しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 特定外来生物につきましては、市として取り扱いの規制や生息状況の把握は現在のところ、してございません。ただし、愛知県のホームページには、県内における特定外来生物を含めた外来種の分布状況が公表されております。また、ホームページ上で新たに発見された外来種の情報提供を呼びかけている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 確かに愛知県のホームページは私も確認はしておりますが、ただし

市独自のホームページでも、名古屋市の環境情報ネットはもちろん、碧南市の外来種駆除プロジェクト、蒲郡市の外来生物に関する情報提供、春日井市の外来生物法についてなど、市民と情報を共有している行政もごさいます。市民への啓発、情報提供の意味を含め、弥富市でもホームページ上なり、多少掲載を望みたいと思っております。

次の質問に移ります。

昔からその地域にいた生物は在来生物というわけでありますが、それぞれの生態系の中で密接に関係し合いながら生息をしております。そこに外来生物が入り込んできますと、生態系への影響ははかり知れないものがあります。もともと地域に住んでいた生物を食べてしまったり、追い出したり、その餌を横取りしてしまいます。また、在来生物と交雑して雑種をつくったり、純粋なものを絶滅させたりします。そして、生態系の基盤、光や土などの環境を変化させて、ほかの生物を住めなくしてしまいます。

例えば、弥富市では生息事例はよくわからないんですが、アライグマはタヌキやアナグマと餌や生息地が競合します。魚、貝、カエル、鳥の卵など、さまざまな在来生物を食べます。そして、冒頭に述べましたミシシippアカミミガメでございまして、1960年代後半からアメリカ合衆国で養殖された稚亀が、安価で大量にペットとして流通するようになり、1980年代と1990年代には年間100万頭近く輸入されておりました。2000年代以降、輸入個体数は半減し、もしくはそれ以下になっていると思われまが、輸入は続いているということでございまして。

愛知県内の幾つかの野外個体群で生態や形態の詳細を観察した県担当は、栄養障がいなどによる成長速度の異常や甲羅の変形により、飼育個体が放逐、つまり逃がしてしまうというよりも、野外で繁殖した個体のほうがかなり多いと考えられておるそうです。在来のニホンイシガメやクサガメ、ニホンスッポンと植物、あるいは日光浴や産卵や越冬の場所をめぐって競合し、在来種を駆逐してしまう場合があります。名古屋市や安城市では、池やお堀に栽植したハスを食べ、消失の一員となっておるということでもございまして。また、在来種と異なり、積極的にかみつきますので、捕獲したときなどに出血を伴うということもございまして。

市としては当時、これといった防除策は見当たらないとのことだと記憶しておりますが、ペットとして飼育されている個体の屋外への放逐を徹底的に禁ずる方策を講じなければならぬと思います。また、既に野外に定着している個体への捕獲についても、現在の市の考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 外来生物による被害予防は、入れない、捨てない、広げないの3原則が重要になります。しかし、既に野外で生息している数は、わかっているだけで約2,000種類にもなると言われております。どの種類が市内のどこに生息しているか

の問題及び、本市で最もよく目にする特定外来生物はウシガエルであろうと思っております。どこにでも余りにもいるものですから、指定されていることが気づかないような生物であります。このようなことから、捕獲を計画的に行うことは非常に難しいことと考えております。

また、ペットを野外に放つ行為を禁止する方策は、既に特定外来生物を飼育されているのであれば、許可等をとって飼育しており、個体の増減があった場合にも届け出が必要になっております。新規で飼育する方でも、現在は学術的な用途に限っており、愛玩目的では許可を受けることが難しくなっております。また、既に定着している個体については、個人を特定することは非常に難しいことでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 確かにミシシippアカミガメに関しては、野外に今現在いるものに関しては駆除策が見つからないというのが現状ではございます。現在、余りお店で売っていることも減りましたんで、重要ということではもうないということではございますが、繁殖力が旺盛で、水質汚染への耐性も強く、都市部の汚れた河川でも生息できるということが厄介なものでございます。継続したわなで捕獲ということしか現時点ではないということではございますけど、まだまだこれかも考えていかなければならないことだと思っております。

次に、こちらも以前、市側から発見の情報を議会にいただき、市内公共施設に注意喚起の張り紙が掲示してございましたセアカゴケグモでございます。概要は当時説明があったわけですが、改めてどんな生物か振り返ってみますと、熱帯・亜熱帯などに分布するクモで、毒を持っております。沖縄県以外の日本では発見されておりましたが、平成7年に大阪府内で初めて発見され、その後各地で確認をされております。

愛知県内では平成17年に中部国際空港敷地内で初めて発見され、平成20年には一般の方が数多く利用する愛西市内の公園で多数のセアカゴケグモが発見されております。

生息場所は、日当たりがよく暖かい場所、昆虫などの餌が豊富な場所、適当なすき間がある場所などが好まれておりまして、巣をつくり、繁殖をします。例えば側溝の内部や、その網ぶたのすき間、花壇のブロックの内部、自動販売機やエアコン室外機などの機器と壁のすき間などがございます。

習性は基本的におとなしく、攻撃的ではなく、おどかされると死んだふりをして動かなくなることがあります。ただし、素手でさわったり捕まえようとする、かまれることがあるので、これは注意をしなければなりません。自分からさわりに行かなければ危険性はないような気がいたしますが、毒を有するわけでございます。十分気をつけていかなければならないと思っております。本年、平成28年度での市内での発見状況はどうなっておりますか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） セアカゴケグモにつきましては、市においても平

成17年10月に初めて発見情報が寄せられました。市の南部地域を中心に年に数件の問い合わせをいただきましたが、本年度はまだ情報は寄せられていない状況でございます。

市民から情報があつた場合には、むやみに手を出さず、足で踏んだりピレストロイド系の殺虫剤を使用して駆除していただくよう御案内をさせていただいております。この情報は市のホームページにも掲載をしております。

なお、現在は個体数も増加しており、内陸県も含めて42都道県まで分布をしている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） こちらは津島の保健所のほうへ問い合わせたわけでございますけれども、弥富市内での報告は今のところないということでもございました。県下では、常滑市、半田市、阿久比町など、知多半島の海に近い箇所での発見が多いというような報告書を読ませていただきました。

それからもう1点、外来生物ではないのですが、ケシについて質問をいたします。

ことしの春先ですか、地元の麦作の圃場の畦畔にオレンジ色の花が咲いておりました。隣接している作業場の方から、ケシの花ではないか、抜去しなくてはならないのではないかとということが私のほうに問い合わせがございました。その時点では知り合いのJAの専門家の方に実物を見ていただいたのですが、結果は白、植えてもよいケシでもございました。

ケシの仲間は春から夏にかけて色鮮やかで美しい花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用の植物として人気があります。しかしながら、ケシの仲間には法律で栽培が禁止されているものがございます。これらのケシは、外観上の特徴から、園芸用のケシと区別することができるそうでございます。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるが旨、地方自治法第1条の2に明記されております。したがって、都道府県、市町村職員、警察、保健所、土地の所有者、管理者などが協力して行う自生の大麻やケシの抜去作業は、地域住民の保健衛生上、発生する健康の被害を防止し、公共の福祉の増進を図るため正当業務行為と考えられ、自生した大麻やケシの抜去作業は、大麻取締法、あへん法には抵触しないということでもございます。

こちら津島保健所のほうで調べてきた内容でございますけれども、管内の抜去本数のうち、弥富市では平成26年度6,386本、27年度は4,554本、28年度、ここまでということでもございますが、2,815本となっております。これは管内全体の数からいいますと、26年度では約半数、27年度では約6割、本年度でも弥富市が一番抜去本数が多い数字となっておりますが、弥富市としてはこの多さの原因は何だと考えられておりますか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市ではケシの花の抜去作業、取り除く作業でございますけれども、これを毎年4月中旬に津島保健所職員と市職員とで行っております。議員の御質問のとおり、今年度は2,815本を抜去いたしました。が、数量は減少傾向でございます。これは、継続的に自生していた場所を中心に見回りをを行い、抜去してきた結果であると言えます。

津島保健所管内で抜去本数の多さの要因は、農地などの自生しやすい環境によるものと考えております。今年度に抜去した約2,600本が筏川以南で発見されておまして、他の自治体を確認しますと、飛島村や愛西市なども多いことから、言えることだと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 弥富市内の抜去本数が多いというのは、逆にしっかり抜去していただいているあかしにもなると思うわけでしょうか。実際、ケシから出てくる乳液からアヘンを取り、精製してモルヒネにして、そこから化学的に変化させてヘロインにするそうですが、市内での抜去本数では到底麻薬として精製できる本数ではないということが、こちらも保健所の説明ではあったわけでございます。見つけたら抜去しなければならないという法律でございますので、これからも市民の方々の情報をもとに抜去作業のほうをお願いしていきたいと思っております。

それでは、次に鳥獣による農産物への被害について聞いていきたいと思います。

全国的に見れば、イノシシや猿の農産物被害というものがテレビ映像などで知られておりますが、弥富市内での被害で1番に上げられるのは、やはり特定外来生物のヌートリアではないでしょうか。1939年ごろ、軍服の毛皮用、食用として導入され、戦時中は西日本を中心に各地で飼育されておりましたが、終戦と同時に飼育個体は野外に捨てられました。現在では西日本を中心に、愛知県内でも尾張・西三河地方で生息が確認をされておるということでございます。

農産物の被害は50種類以上に確認をされております。中でも稲の被害が特に多いとされております。野菜では、大根、ニンジン、白菜、カボチャなどが被害を受けております。このように、極めて広範な植物を食べることで、あらゆる作物が被害を受ける可能性があると考えたほうがよさそうでございます。

被害の状況としては、稲の場合、田植え時期を中心に、株がまだ小さく葉のやわらかい5月から7月の被害が多く、次いで出穂期の9月にも多くの被害が見られます。もちろん、栽培面積が多いため、被害の大半を占めているわけでございます。そして、稲刈り後、水田に何もなくなった非かんがい期になりますと畑において冬野菜の被害が増大し、家庭菜園をやられている方々の悩みにもつながっておるということでございます。

また、水田と水路の間のあぜがヌートリアによって穴だらけになったり、ため池の堤防に



つくられた巣穴によって漏水する懸念もあります。人力で復旧できる範囲を超えた被害になる可能性もあります。程度によっては注意をしていく必要があります。

愛知県が出している特定外来生物の対策を見えますと、駆除の方法としては、田畑への侵入ルートに箱わなを仕掛けて捕獲する方法が有効とされておりまして、ほかに田畑の周囲に侵入防止のフェンスを張りめぐらせたり、巣穴周辺の草刈りなども推奨されております。繁殖力が強いため、一定期間捕獲を中断すると個体数がすぐ回復してしまい、継続捕獲が必要とされています。

弥富市としましては、ここ数年確実に被害が増大してきていると思うのですが、対策、そして農家の方々への注意喚起は行っておるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） ヌートリアの農産物被害につきましては、長年にわたっておりますので、特に注意喚起ということは行っておりません。

対策としましては、市のほうに現在12台の捕獲のための小型の箱わなを保有しておりますので、被害報告のありました農家に貸し出しをしまして、捕獲・処分をしておるというのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これは私の地区でございますが、近くに農業改良普及課の跡地がございます、その裏手に大きな池があるんですが、昨年度6頭、ことしに入ってから8頭、先ほど述べられておりました市から借りてきた箱わなですか、自治会長が捕獲をしたという報告がございます。南部の鍋田地区でも、年間数頭は捕獲しているそうです。やはり雑草などが生い茂っている空き地が巣になっているようで、そこから農水路を通って稲が植わっている農地に被害を与えているような形でございます。

農地での耕作放棄地、こちらのほうは十分監視されていると思われませんが、農地以外の雑種地や、農水路沿いや池沿いなど管理者がはっきりしていない箇所は、徹底した除草で巣をつくらせないことが最良の防御策ではないかと思われまます。雑種地などでは地権者への除草依頼、農水路などでは地元の多面的機能支払交付金の制度を使用させていただいて、共同作業で除草をお願いしたいものでございます。

次に、スクミリングガイ、いわゆるジャンボタニシの被害でございます。

1961年に台湾から長崎と和歌山県に食用として導入され、1984年に有害動物に指定されるまで、全国各地で養殖されておりました。養殖場から逃げ出したほか、雑草防除のため放流されたこともあり、現在は関東以南に広く分布しております。

愛知県内でも木曽川水系など、その周辺の水路や水田など、広く生息しております。被害としては、雑食性で食べる量が多いので、競合や捕食により在来の巻き貝など水生生物など

に影響を与える可能性があります。そして、稲やレンコンなどの食害も問題になっております。

こちら、これは愛知県農業共済組合海部津島支所によりますと、一宮や愛西市内で稲が田植え直後、下からごっそりなくなっている被害が申告をされているということでございます。弥富市では大きな被害の報告はないということでございましたが、いつ発生してもおかしくないというようなことでございました。

稲沢市では市のホームページで、ジャンボタニシの生態及び防除が掲載されております。弥富市においても、大量被害が発生する前に注意喚起をしてもらえるのでしょうか。これは、このほかの生物被害に通ずるものでございます。一度お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） ジャンボタニシの被害でございますが、近年、被害については余り聞いておりませんでした。本年、田植え時期に十四山地区の一部でジャンボタニシによる被害が発生したと聞いております。今後もそのような発生が予想をされるようであれば、注意喚起のほうを行わせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 哺乳類のヌートリアに比べますと、効果的な防御策があるらしいのですが、ジャンボタニシが発生していないからということで安心して策を事前に行わないことが、その後の大量発生を招いているのかもしれない。

先ほど述べました愛知県農業共済組合での被害状況把握は、共済金がおりの3割以上の被害ということで、多少の被害では農家が申告をしてこないということで、実際、共済組合のほうでの数字というのは、ヌートリアにしましても、ジャンボタニシにいたしましても、はっきりしないような数字だということでございます。弥富市としてもしっかりと現状確認をしていっていただきたいと思います。

最後に、ここまで鳥獣を含む生物の環境被害、農産物被害など数点にわたり質問をしてきましたが、最後にこれからを防止していく一体的な計画をつくってあるのでしょうか。もちろん、これは環境課、農政課、所管が違うというようなことがございますが、それぞれでもよろしいので、少しお願いをできませんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

議員のお話のごとく、各種類の外来生物による被害は、昨今はかなり知れないものがあるというような状況でございます。農業振興地域である私ども弥富市にとっても大変大きな課題であり、問題であるわけでございます。

一体的な取り組みということはないわけでございますので、大いに反省をするところでご

ございます。今までの対応というような状況では、アカミミガメ、あるいはヌートリア、ジャンボタニシ等々があるわけでございますけれども、いわばその場しのぎというような状況があったんではないかなあと考えております。

先ほど他の自治体の参考例も議員のほうからお話を伺っているところでございますけれども、やはり組織的な対応が必要だろうと考えております。平成29年、来年度におきまして当初予算を計上し、外部から専門講師を招いたり、あるいは県とか私どもの職員、あるいは自治会の代表、あるいは土地改良団体、オペレーターというような形で、農業等に携わっていただく方々に御参加をいただき協議会を発足していきたいと考えております。

大変息の長い闘いというか、息の長い対応になると思っておりますけれども、しかしこれもやっていかないとなかなか現状を打破することができないということでございますので、まずは現状認識からしっかりと把握して、平成29年度、そうした形の中でいろんな人にお手伝いをいただき、組織的な対応を図っていききたいと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 一概に環境被害、農産物被害といっても多岐にわたっておるという市長のお話でございますので、短期間で防止計画というのが策定できるというようなことはなかなかできないと思っておりますけれども、いろいろ関係者、農家さんの不安が少しでも軽減できると思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（武田正樹君） それでは、質問の途中でございますけれども、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） それでは引き続きまして、次に多面的機能支払交付金について質問をいたします。

昨年に愛知県が、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針として、海部地域の現況が打ち出されております。木曽川沖積層の平たん地で、海拔ゼロメートル地帯が全域に広がっております。木曽川用水事業などにより農業生産基盤が整備されるとともに、排水事業による総合的な排水対策が実施され、県下有数の水田地域を形成しております。しかし、都市化に伴う農用地と宅地の混在化が進行するにつれて優良農地が減少し、農用地の有

する洪水防止などの多面的機能が低下することが懸念をされております。

この状況を踏まえ、農業用水路や農道などを地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積をさらに進め、優良農地の保全と活用を図る必要がございます。また、生物多様性の保全や環境保全に対する意識の高まりを生かし、多面的機能の重要性について広く啓発し、参加型の活動促進や環境負荷の軽減に配慮した農業の普及に取り組む必要があると記されております。

これに基づき、弥富市のホームページ上にも農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画が掲載をされております。また、同じサイトには多面的機能発揮促進に関する計画の概要がございまして、現在市内の14の保全会が公表されております。

平成28年度に関して、これらの保全会の重立った活用概要、またほかにはない優良な活動があれば聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 活動内容につきましては、大きく3つの活動をしていただいております。1つ目が、水路の泥上げやのり面の草刈り、農道の路面維持など、地域資源を保全するための基礎的な共同活動です。2つ目は、水路等の軽微な補修、農村環境の保全活動、多面的機能の増進を図る活動など、地域資源の質的向上を図るための共同活動です。3つ目が、水路等施設の長寿命化のための活動でございます。

また、優良な活動事例といたしましては、鍋田土地改良区管内の活動組織の一つでございますが、ごみのポイ捨てを防止するため、地域の子供たちが作成しましたオリジナルの啓発看板を農業用水路に設置したり、また基礎的な施設維持活動を行った際に、より多くの人々に参加していただけるように、地元の農家がつくりました野菜を参加賞として配布するといったような活動を実践されてみえます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これを参考にいたしまして、これからも共同作業へのますますの活動をお願いしたいというものでございます。

次に、多面的支払交付金の活動期間、原則5年間でございますが、平成26年度以前に協定を締結している場合は当該協定の残期間を活動できるということで、弥富市の北部地区、数少ない2地区が平成24年度から活動をしてまいりました。本年度が最終年ということになっております。2地区とも、次年度の新たな更新、最終的な結論は出ておりませんが、現役員の負担並びに高齢化で、かなり更新には消極的だというような御意見も聞いております。私としては、ぜひ29年度からも新たに協定を締結していただきたいと思っておる次第でございます。ただ、これといった皆様への説得策があるわけではございません。

役員が現在、一番負担となっているのは、経費や活動記録の整理などの事務処理なのです

が、これらを市役所またはＪＡ、土地改良などに委託はできないのでしょうか。また、地方公共団体、農業団体の職員のＯＢさんの方々など、事務処理になれた人材という方たちを紹介していただく手だてはないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 現在の活動組織の中でございますが、交付申請や実績報告等の提出書類の作成を管轄しております土地改良区や愛知県土地改良事業団体連合会へ委託されてみえる組織もございます。委託については、そういった形で可能ということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、人材の紹介につきましては、御要望がございましたら関係機関等に相談のほうをさせていただきますので、お申し出いただければ幸いと存じます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○１１番（三浦義光君） まだこの２地区、次年度に向けての役員会、まだまだ話し合いはこれからだと思っております。十分話し合いを行っていただくようお願いしていくつもりでございます。

それでは最後に、過去、建設経済委員会でもたびたび他の議員からも質問がなされております、弥富市の北部地区での多面的支払交付金の協定の締結をしている集落が数少ないわけでございますが、平成29年度、ちょうどいい機会でございます。一地区でも多く参加していただきたいと思っておるわけでございますが、現在、鍋田地区、十四山地区で、広域で活動をされているということでございます。この広域でのメリットがあれば聞かせていただきたいのと、もう１点、過去１度開催はしておるわけでございますが、再度、北部地区での合同の説明会の開催、また要望があれば、１集落での開催というようなことを開いてもらえないでしょうか。

個人個人ではやりたい方はいろいろとあるわけでございます。役員さんが高齢、やれない、できないという声も大きいということでございますけれども、役員負担の軽減、活動の明確化などを詳しく説明していただける機会をお願いしたいと思います。いかがなものでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 活動組織の広域化につきましては、鍋田土地改良区管内でございますが、こちらのほうはもともと８つの活動組織がございまして活動をしていただいております。本年４月に新たに協定のほうをその８つの活動組織で締結していただきまして、広域組織という形で一つの組織で立ち上げのほうをしていただきました。

この広域化によりますメリットでございますが、従来、各活動組織で行ってございました交付申請や実績報告等の提出書類が一本化できまして事務負担の軽減が図られるということと、

各活動組織での予算や活動等で協力ができるようになるというところがメリットでございます。

また、説明会の件でございますが、説明会につきましては、御要望のほうがございましたら、1集落でも説明会のほうを開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、その説明会の中で、役員の役割、また活動内容などについても説明のほうをさせていただきますので、お気軽に農政課のほうへ御相談いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 事務負担軽減ということで、広域での保全体活動、現時点では一番発足していただきやすいんじゃないかと思います。また、説明会でも広域で行うことができればよいんですけども、それぞれの地域で実情がございます。より丁寧な説明をしてもらうに、集落ごとということも一つ案ではありますけれども、皆様の不安などを十分市のほうから答えたいと思っています。

最後に、統括して市長のほうにお伺いするわけでございます。

その地域住民の皆様、一様に水路などの泥上げ、農地ののり面の草刈りなどを管理すれば、いざというとき、集中して起きる豪雨などに対して水の氾濫を防げることはよく認識されておるわけでございます。また、年に1回程度は水路掃除など共同作業を、多面的支払交付金を受けてない地区でも実施しているわけでございます。じゃなぜ制度に加入しないかということでございますけれども、先ほどからずっと述べております申請書類、報告書、事務処理への不安が1番に来るんだと思っています。

一昨年あたりから関係してくる地区などで再三加入をお願いしておるわけでございますが、なかなか実現には至っておりません。市長から見たこの多面的支払交付金制度の重要性、または弥富市北部の方々に一言お願いをしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 引き続き三浦議員に御答弁申し上げます。

その前に、今回、三浦議員は弥富土地改良区の理事長に御就任されたということでございます。しっかりとそのリーダーシップを発揮していただいて、防災・減災上大変重要な土地改良事業でございますので、ぜひ御活躍をいただきたいと思います。

弥富市の農村地域、今、議員が言われるように、どこの地域でも、年に1回程度は水路の清掃であるとか、あるいは農地ののり面というようなところについての草刈り等も行われておったわけでございます。そうした形の中で自然環境をしっかりと守っていく、あるいは農業の景観を保っていくということがあったわけです。そして、農業にかかわる地域の祭りであるとか、あるいは伝統的な行事というようなものについても、そういった文化が粛々と、

その地域の中で根差し、そして発展をしてきていただいたわけですが、残念ながら少子・高齢化時代、あるいは若い方の地域における農業離れというようなこともございまして、地域での共同作業だとか、あるいは共同活動が大変希薄になってきているのが弥富市としても懸念をされているところでございます。今後、さらにそのような状況が進めば、農業に係る共用の設備の維持管理だけではなくて、地域の自然環境、あるいは文化の継承に大きな支障を来してくると思っておりますのでございます。

そうした形の中で、現在、活動組織のない地域におかれましては、ぜひとも活動組織を立ち上げていただきまして、地域の防災・減災、あるいは自然環境の保全、良好な農業景観というものを保っていただきたいなあと思っております。まさに農業の有する多面的な機能を地域で活用し、維持していただきたいと思っておりますので、引き続き私どもといたしましても土地改良事業等々において応援をさせていただき、農業振興地域として恥ずかしくない農業のあり方ということをみんなで追求していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 大変意義のあるお答え、ありがとうございます。

昨年、一昨年度からですか、農地中間管理事業という相反する施策も進んでおると思いますが、自分たちの地域は自分たちで守ると、ある意味現在の防災の意味合いにも通ずるものということでもございます。私も何とか一団体でも多くの保全体の立ち上げに協力していく所存でございます。

こういったことをお約束いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番、那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、地域交通・交通手段についてと防災・避難所の改善について質問させていただきます。

地域の交通とは生きる手段であり、生命線ともいえます。特に日常生活に必要な病院や買い物、この移動手段はなくてはならないものであり、自治体としては当たり前この交通手段の確保は行わなくてはならないものだと考えております。

ところが先日、このようなお話を市民の方から伺いました。この方は前ヶ須近辺に住んでみえる方でございますけれども、その方は先日、脳梗塞で倒れて海南病院に入院されたそうです。その処置が終わり、リハビリが必要だということで、十四山にあるリハビリ病院に移された。海南病院にいた間は、その方の奥さんが近くだったので、歩いて洗濯物などを運んだりとか顔を見せたりすることができたんですけれども、この十四山のリハビリ病院に移されてからは、行くのもすごく大変で負担であったということでございます。

もちろん、その奥さんのほうは車もなく、そんな何十分も歩けるような健康状態ではないので、体力もないという状況の中で、もちろんタクシー券のほうはいただいていたそうなんです。そこまでタクシー券を使うと2,000円以上も片道でかかると。市から配付されているタクシー券でございますが、初乗り料金を見てもらうことになっていきますけれども、仮にそのチケットを使ったとしても1,500円ほど必要であるということでございます。そうしますと、片道それぐらいかかるわけですから、往復だと3,000円ほどかかっちゃうわけですね。1回病院のお見舞い、もしくは洗濯物等を運んだりするだけでそれだけかかってしまうと。とてもじゃないけど何度も行くことはできませんと。それに、このタクシー券自体を、1年分市からいただいていたわけですが、もう既にそのとき、7月の段階では1年分使い果たしてしまっていると、そういう状況になっておりました。

この場合、どのようにして、この十四山のリハビリ病院にまで行けばいいのか。市では例えばどういうふうに、もしそういう方がいらっしゃったら、どんな手段でこの病院に行ってくださいと勧めることができますでしょうか。ちょっと質問にお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 公的な福祉サービスは、戦後の貧困者対策、戦争障がい者対策や戦争孤児対策から始まって、次第に高齢者福祉施策、身体障がい者や知的障がい者福祉施策など、その時々が高まったニーズに応じ、分野ごとに整備されてまいりました。特に1990年代以降、高齢者や障がい者福祉サービスの基盤の計画的な整備が進められ、介護保険法に基づく介護サービスや障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービスなどの分野では、公的な福祉サービスは質・量とも飛躍的に充実してまいりました。

御質問の本市の高齢者福祉タクシー料金助成事業につきましては、当初は要介護高齢者等が医療機関に通院するためにタクシーを利用する場合に料金を助成しておりましたが、より利用しやすい制度へと見直しを図ってまいりました。平成28年度からは、総合事業実施に伴い、対象者を拡大して、基本チェックリストにより事業の対象になった方にも外出支援としてタクシーチケットを配付しております。予算額についても、平成26年度460万円、平成27年度530万円、平成28年度600万円と拡大をしております。

この事業は、あくまでもタクシー料金助成事業であること並びに住民の多様なニーズについて全て公的な福祉サービスで対応することは不可能であることも御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に、私のほうから補足しながら御答弁申し上げたいと思っております。

福祉タクシーのチケットにつきましては、多くの人に御利用いただいているということは



もう御存じのとおりでございます。そして今、所管のほうから申し上げましたように、その負担のほうの金額も、財源のほうも非常に毎年膨れ上がってきているというような現状でございます。全ての人に払うような方法というのは、なかなか行政としては見出すことが不可能でございます。

一定の御負担をお願いせざるを得ないということも御理解いただきたいと思います。思っておりますけれども、そういった形の中で病院へのドア・ツー・ドアという形での送迎に関しましては、現在、社会福祉協議会にあるささえあいセンターを御利用いただきたいと思います。思っております。協力会員、あるいは利用会員という形の中で会員登録をしていただきまして、この方の場合ですと利用会員という形になるわけでございますが、30分刻みで350円、1時間当たり700円というような料金に設定をさせていただきながら、多くの方に今現在は利用をしていただいております。

こういったような形の中で、現在、私どもが社会福祉協議会と一つの制度としてタイアップしていることについて御理解を深めていただき、我々のPRが足りないかもしれませんけれども、そういったことを現状としてはやっておるわけでございますので、こういったささえあいセンターの機能を御利用いただき、ドア・ツー・ドアで御利用いただければ幸いかなあと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私の質問としては、例えば前ヶ須地区に住む方がどのように十四山リハビリ病院に行けばいいかと伺ったんですが、そこでタクシー券は一定の御負担をしていたかなければならないとか、市のほうからはささえあいセンターを利用してということでしたが、私がちょっと理解が足りないのかもしれませんが、福祉輸送という形では該当しないんですかね、そういう病院に送るということは。その辺は大丈夫なんですか。

○議長（武田正樹君） 介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） ささえあいセンターの移動支援という御質問でございますけれども、基本的にささえあいセンターの協力会員が利用者に乗せて運ぶということはしておりません。ただ、例えばタクシーに乗るまでの支援だとか、一緒についていってタクシーをおりてからの支援、こういったことをささえあいセンターでしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、仮にささえあいセンターを利用してと言われても、病院に送ってということとはできないということですよ。そういう認識ですか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 基本的にはそのとりでございます。もしそうい

うことをやろうとすれば、陸運の許可だとかそういうことも要りますので、今そこまでは本市のささえあいセンターでは行っておりません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだそういった許可がとれてないということだもんですから、その辺はまた進んでいくかもしれませんけれども、現状そういった形で、要するに同じ市内であっても病院に行けないと、こういう状況になっているということなんですね。実際に、じゃあその方はどうやって行ったか。タクシーを使うと往復3,000円もかかるもんですから、そんなにも行けないもんですから、じゃあ実際どうやって行ったかという、実際には木曽岬のバスで一旦弥富駅へ出て、その弥富駅から蟹江の駅まで出て、この蟹江から飛島バスを使って、近くまでバスが行っておるもんですから、そのバス停でおりて、5分歩いてこのリハビリ病院に行くということでございました。

同じ市内であるはずなのに、市の公共機関を使わずに、何度も乗りかえをしなくてはならないという、そういう悲しい状況になっております。そのときは特に夏場であったために、歩くだけでも、乗り継ぐだけでも物すごく汗もだくだくで大変な状況になりながら、その奥さんはリハビリ病院まで洗濯物を抱えて行ったわけでございます。

また、これは挙げたのは一例であって、そういう方々が市の中にたくさん見えるということなんですね、問題は。逆に、例えば十四山東部の方が前ヶ須のほうに出たいとなった場合も、近くにコミュニティバスが走っている方であれば、バスは利用できるかもしれませんけれども、近くになれば、そういった方々は利用ができないということなんです。これは十四山だけでなく、大藤や栄南でも同様のことかと思っておりますので、この状態をどのように認識して、どのように改善していかなければならないか。病院にも行けない、買い物にも行けない、こういう人たちをどうやって救済していくかが必要だと思うんですけれども、そのあたりは市のほうはどうやって考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市の65歳以上の高齢人口は、平成18年の合併当時は7,550人で総人口に占める割合は17.2%でありましたが、平成33年度の高齢人口の推計では1万1,330人となり、3,780人ふえ、総人口に占める割合は26.5%と9.3%増加をいたします。

一方、本市の生産年齢人口、15歳から64歳までの人口をいいますけれども、これは平成18年の合併当時は2万9,230人で総人口に占める割合は66.6%でありました。しかし、平成33年度の高齢人口の推計では2万5,835人となり、3,395人減り、総人口に占める割合は60.5%と6.1%減少いたします。

平成33年度の本市の人口推計では、合併当時の15年前に比べて、高齢人口は3,780人ふえ、

逆に生産年齢人口は3,395人減りますので、現役世代（15歳～64歳）2.3人で高齢者1人を支えることになります。

このことは本市が抱える特殊な状況ではなく、内閣府から公表されている日本の高齢化の現状と将来像では、平成27年度に既に本市と同じ高齢者1人に対して現役世代（15歳～64歳）2.3人で支える状況となっております。

高齢化の状況は、平成72年（2060年）には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上となり、現役世代（15歳～64歳）1.3人で1人の高齢者を支える社会が到来する将来像が示されています。

このように、高齢者人口が大きく伸び、高齢化が一層進展すると見込まれる中、高齢者の生きがいつくりや介護予防はますます重要となつてまいることは承知しておりますが、その一方で限られた財政資源のもと、人口構造がもたらす高齢者の人口の増加に対応した持続可能な福祉施策であることが必要不可欠であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の話を要約しますと、持続可能にするために、いかにコストダウン、今の財源でやりくりしていくかということでございますけれども、そうすると根本的な抜本的な改善が必要になってくるんじゃないでしょうか。例えば今のコミュニティバスを、なかなか利用率が伸び悩む中で、この利用をもっと有効的にする具体的な施策が必要になってくるんじゃないでしょうか。それを抜きにして、持続可能という現状維持みたいな形で示されても、どうしても今の方々は救っていけないし、改善することができないので、そういうことをおっしゃるのであれば、大幅に見直す必要が私はあると思います。

そこで、以前より質問のあるオンデマンドタクシーやバスなどの調査や検討はどうなっておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答えします。

デマンド方式の運行につきましては、弥富市公共交通活性化協議会の中で、平成24年度から25年度にかけて一応検討したことはしております。

運行方法に関するアンケート調査を行いまして、事務局が先進自治体を訪ねまして、現状や問題点、課題等をお聞きし、さらには弥富市を営業エリアとするタクシー事業者に幾つかのケースでの事業見積もりも提出してもらい、検討いたしました。

デマンド方式というものは予約制のバス・タクシーの運行のようなもので、デマンド運行の車両を利用するためには乗車するために事前の予約が必要となります。予約を忘れて急に利用したいという場合には御利用いただくことができません。また、予約のない場合は運行をしない場合も発生いたしますが、運転手や車両の確保は必要となるため、運行経費も考慮

しなければなりません。

検討結果といたしまして、現在運行のバス、乗車人員にはばらつきがあるものの利用は定着していることと思われ、若干ではありますが乗車人員は増加傾向にございますので、アンケート調査の結果を踏まえまして、さらなる運行経費の効率化を図りまして、現行のきんちゃんバスの広報・周知等の利用促進を積極的に進めまして、現在の運行を継続することと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 以前から市民の中では空気バスと言われるぐらい、やゆされるようなバスが今運行しているわけでございますけれども、それを今、そのまま運行していくという計画でございますが、これは本当に抜本的に見直す必要は僕はあると思うんです。

現行、増加傾向にあるとおっしゃいましたけれども、実際の話は、10回バスが停留した段階で50%以上のバス停が1人しか乗らない、そんな現状が調査の中で明らかになっているわけですね。そこを微増の状態でこのまま運行していくんだという判断は、私はちょっと甘いんじゃないかなと思っております。

アンケート調査で、予約を忘れてとか、予約がない場合は運行しないということもございましたけれども、そうした予約を忘れる段階は確かにあると思うんですが、でも現状は予約も何も、そこまで行くバスがない、足がない、病院にも行けない、こういう人たちがこの市内でどれだけいらっしゃると思うんですか。そういう人たちのために、その手だてを考えていく必要は私はあると思うんです。

だからそれを、こうしたちょっとしたアンケート調査をやられたということでございますけれども、もっと市民一人一人の声を伺った上で、そうした人たちの足を確保する行政が私は必要だと思っております。予約するのも面倒くさいという方も中にはいらっしゃると思いますが、面倒くさいとも言えないような生活に困っているような人たちがいる中を、これをどうしていくか、これを考えていかなければならないと思っています。そして、それを改善するためには、将来的にはデマンド方式のバスやタクシーを運行させるのが私は一番効率的かなと思っております。

また、今ちょっと続きますけれども、タクシー券などは既に1年分使い切ってしまって、年間24枚ですね、そういった24枚のタクシー券をもう既に使い切ってしまって、もう使えないような方もいらっしゃいます。そのあたりを踏まえて、もっと細かい調査と検討が私は必要かなあと思っております。そうした意味で、バスから離れてタクシーに戻るわけですが、タクシー券に対してどのように考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） タクシーチケットにつきましては、今年度は6月

末までに590名、1万4,160枚のチケットを交付させていただいております。そのうち利用数は1,974枚、利用率は13.9%となっております。今年度分を小学校区別に集計し、検証したいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 以前、タクシーチケットの問題で三宮議員が質問されたときに、その年の利用率が50%以下だということで市長のほうからたしか回答があって、だからもっともって利用率を上げていくという、まだまだそういったふやすということは考えていないということでございますけれども、今も調査中で十何%の方が消化しただけだということでございますけれども、その調査だけでは見えてこない部分が私はあると思うんです。

今、私の例でも申し上げたとおり、もう既に1年分、半年に満たない状況で使っている方も見えるんですよね。そういった方は、そのタクシー補助が必要だったということなんです。もちろん中には、逆に使いたくても使えない人もいるんですよね。

例えば先ほど申し上げたとおり、タクシーチケットを使ってもかなりの足が出てしまう。だからこそ、その足が例えば1回行くだけで1,500円も足が出る、往復で3,000円も出るような状況が払える人は使うかもしれない。ところが、それが年金がどんどん下がっていく中で、払えない人にとっては、それすらも出せない。だから使えない。こういう方々が見えると思うんですよね。そういう調査を私はしてほしいと。

そういう調査をした上で、その方々に対して、じゃあどのようにしたら、この人たちがちゃんとした足を確保できて病院に通えて買い物に行ける、そういう状況をつくり出せるんだ、ここが私は必要になってくるんじゃないかなと思っているので、ぜひそういう調査をしていただいて、今後の行政に生かしていただきたいなと思っております。

そして、こうした人たちの問題は本当に早急に解決しなければならないことだと思っております。市はこういう人たちに対して、命をつなぐ交通手段として、じゃあこのほかに何か考えていることはあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほども御答弁いたしましたとおりでございます。本市といたしましては現在のコミュニティバスの運行において、地域公共交通網形成計画に基づきまして今後も市民生活と地域を支える公共交通機関として運行改善による利便性を図っていきたいと考えております。今後も持続可能なコミュニティバスとして確保を維持してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） コミュニティバスでは網羅できない方々をどう救うのか、ここをしつかりと考えていただきたいなと思っております。

例えば隣の愛西市では、海南病院に行くバスを運行するということで決まりましたよね。そういった努力をほかのところでもしているわけですから、弥富市でもここは努力していく必要があるんじゃないかなと思っております。

また、私からこれは例示というか、提案というか、案ですけども、例えば小回りのきく乗用車等で、以前あった福祉バスのような小まめに行けるようなものを、病院に運行できるようなものをつくるとか、またタクシー券の大幅な改良をしてもっと使いやすいようなタクシー券にする、または枚数をふやすということを考えていくとか、もしくは収入の低い方がいらっしゃるとすれば、病院が治療のために必要だ、リハビリのために必要だということで認めるのであれば、そこに行くタクシーパスのようなものを検討してはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） タクシー券の配付につきましては、かつては病院等の通院に限られていたものを外出支援に拡大しておりますし、本年4月からは基本チェックリストの該当者にタクシー券の交付を始めました。この制度は他市町村と比較しても充実した制度であると思っておりますし、またその対象の方々に所得制限も設けておりませんので、一層幅広い制度となっていると考えております。

また、議員御指摘の海南病院の乗り入れにつきましても、本市も行うということは既に市長のほうから発表をされております。

それから、枚数について御意見をいただいておりますが、人間が幸せに生きるために、福祉サービスには限界を設けない、無限である社会が理想であるとは思いますが、どこかに調和点を求めなければ、現実には生き、動いている社会では成り立たないことだと思います。本年より配付対象者を拡大した施策であることや福祉施策は持続性ある事業とすることが重要でありますので、現状の制度の維持をすることに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に補足しながらお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、私たち行政は、市民の足を確保する、あるいはその便宜を図ることにつきましては、おっしゃるとおりでございます。しかし、全ての人に全てかなうというような状況には参りません。我々がタクシーチケットを配付したり、あるいは海南病院へバスを運行したりということにつきましては、その補助の一環であるということを御理解いただきたい。那須さんのお話を聞いていると、全てをやらなきゃだめじゃないかというようなふうに聞こえるわけでございますけれども、決してそういうような状況を生み出すことが私は得策とは思っておりません。またできないわけです。

そういうような状況の中で、一定の御負担はいただかないと、今はそういったような時代になってきているんじゃないでしょうか。どこの自治体も財源的には大変厳しい、そしてバ

ランスのある成長を遂げていかなきゃならないというような状況の中において、私はかねがね福祉の後退はあってはいけないというふうには言っておりますけれども、やはり一定の御負担もしていただかなきゃならない時代だろうと思っておりますので、その辺はしっかりと御理解もいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一定の御負担と言いますけれども、タクシーを使えば多額な金額になるわけですので、年金が減っている中、特に高齢者が独居で住んでいる方にとっては、この交通網の問題は大変命にかかわるような深刻な問題になっているんですね。まずそこに真剣に向き合っていただきたい。

例えば近くに息子さんや娘さんが住んでいる方は、その方々が送り迎えすることも可能なんですよね。そういう方々は特に、不便はあるかもしれないですけど、そこまでは深刻な問題にはなっていないかもしれませんが、中には命がかかっているような深刻な状況になっている方々もいることがあると思うので、その方々に対して必要な分を補助していくのは、私は市としてもやぶさかではないんじゃないかと思っておりますので、そのあたりの調査をしっかりして、その方々に手が差し伸べられる行政を運営していただきたいということでございます。

ぜひ、そういったところも含めて、あとは将来的にはコミュニティバスもこのまま継続して本当にいいんだろうかと、これを疑問に持ちながら大幅な抜本的な改善をしていくために、じゃあどのような手だてがとれるのか、その手だてをとるためにさまざまな調査が必要だと思います。今現状に、このまま運行していくんだに満足せずに、これは何とかしなきゃいけないと、こういう立場で考えていただきたいなと思っております。

そのことをもちまして、この交通手段に対しての質問を閉じまして、次の防災・屋上避難所の改善について質問させていただきたいと思います。

先日、防災・避難訓練がありまして、私自身は十四山保育所の屋上に避難をさせていただきました。その際に、実は熱中症で倒れた方もいらっしゃいました。私自身、実は、そのときには症状が出ませんでしたけれども、その夜に輪中の郷で夏祭りがあったんですけれども、その際に自分自身が熱中症と思われるような症状が出てきたわけです。その以前に、午前中にも実は草むしり等もございまして、その辺もあるのかなとは思っておりますけれども。

屋上避難所には、実際、屋根がないんですよ、もちろん。日を避ける場所も、雨や風をしのぐ手だてもないわけです。また、これは夏のときはそうかもしれませんが。今度は冬に置きかえれば、寒さをしのぐ手だてもないと。避難の際に、水が入ってきて、ばあっとダッシュして行くけれども、水にちょっとぬれてしまった、または雨が降っていた、そういう状況も可能性としては考えられるわけですから、そういった状況で屋上避難所に何とか命からが

ら逃げてきたといっても、そこでは何も手だてがないわけだから、それを耐えられるようなものではないんじゃないかなと思っています。

もちろん、救助される時間が早ければ何とかなるかもしれませんが、それをいつ救助されるかわからない状況の中で、そのまま放置されていれば、命の危険さえ及んでくるわけですが、病院に搬送しようとしても、もちろん全面水がつまっているような想定をすると、そこまでたどり着くこともできないという状況の中で、この屋上避難所は現段階では不十分と言わざるを得ない状況なんじゃないかなと思いますけれども、そのことに対して市はどのように認識しておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

屋上避難所につきましては、一時的な避難場所としての津波・高潮緊急時避難場所という考えでございますので、一時的な避難場所というのは、普通の避難所との違いを御説明させていただきますと、一時的な避難場所は、あくまでも緊急時において命を守るために一時的に避難する場所でございます。これに対しまして避難所は、地震などによって自宅が損傷を受け住めなくなった場合、一定期間の避難を余儀なくされた場合に避難する場所でございますので、屋上はほとんどそうなんですけれども、一時的な避難場所と避難場所は、このように区別させていただいております。

本市は、皆さん当然御存じかとは思いますが、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯に位置しておりまして、地震発生直後から河川堤防の破堤による浸水や、その後に到達する津波による人的被害も予想されておるところでございます。このため、津波・浸水対策では、住民等の命を守ることを最優先といたしまして、標高の高いといいますか高いところへ避難場所をつくって、その避難場所の確保が急務であると考えております。

この施策の一つといたしまして、一時的な避難場所として津波・高潮緊急時避難場所を指定しておりますが、確かに議員御指摘のとおり、屋根のない場所も当然ございます。しかしながら、一時的な避難場所は、一時的に命を守るためにある場所であり、一時的に滞在する場所と考えております。

ここでちょっと例えば話なんですけれども、防災の研究で知られます群馬大学の片田先生の講演におきまして、重要になるのは住民の主体的に逃げる姿勢であると。また、住民の避難に対する主体性の欠落が防災対応において最大の課題とも述べられております。まさにそのとおりでございまして、各家庭において非常用持ち出し袋を準備していただき、自助・共助の中でお願いしたいと考えております。

今後も、ホームページ、広報、出前講座や防災訓練におきまして、市民の皆様には非常用持ち出し袋の準備や、どの場所に設置すればいつでも持ち出せるのかを啓発してまいりたいと



思います。

どうか本市の置かれました状況を御理解いただきますようお願い申し上げます。そして、まずは高いところへ一時的に避難が優先だと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに一時的避難ということでももちろん伺っており、私も理解しておりますけれども、弥富市の場合は海拔マイナス地域がほとんどですよ。そうした中で、例えば保育所の屋上に避難する場合、2階まで水がつかってしまって、そのまましばらくは抜けない状況になってくると思うんですよ。そんな中で一時的にと言われても、屋上に実際避難している方々は救助を待つしか今は方法がないですよ。その救助を待つ時間というのは、一時的といえども一時的じゃない気がするんですよ。そこで、屋上に避難した方々の生命を守らなければ、せっかく避難して、命からがら逃げてきて命を守れたとしても、そこで守らなきゃ意味がないと私は思うんです。

だから、全部やれという、物すごく金額もかかるし、じゃあ増築しろと、こういう話ではないんですが、せめて緊急を要するような方々の応急手当てや、直射日光や雨・風、寒さなどをしのげるようなテントとか、また水の上をそのまま渡って病院に搬送できるようなルートを確保するためのボートを備えるとか、そういう形が必要じゃないかということでございます。

あと、避難用のグッズを持ってきてくださいということで、私らよく防災のほうで研修に行ったときにトイレが一番困るということでもございましたけれども、屋上の場合、全く陰になるようなものはありませんので、仮にトイレの関係で便袋を持ってきたとしても、それはちょっと使える場所じゃないということもありますので、まさか緊急時にテントを担いでとか、ボートを担いで避難してくる人はいないと思うので、そのあたりを解決していくためには、2階まで水がつかってしまって屋上に取り残されてしまうような避難所には、屋上に防災倉庫をつくって、ある程度の装備を備えておく必要があると思いますが、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほども述べておりますように、一時的な避難場所としての津波・高潮緊急時避難場所につきましては住民等の命を守ることを最優先に考えておりまして、市の施設以外に民間に御協力いただいたビル等の施設を活用したものでございます。

また、市の施設の場合、議員おっしゃるように、2階建ての避難場所については、最悪、浸水の可能性がないとは言えませんが、建設当初から緊急避難のための一時利用まで想定しておるところではございませんので、物置等の設置につきましては建築基準法上3階建てとなってしまうので、建築基準法をクリアできないという問題も考えられます。

ただ、既に避難所となっている学校・保育所につきましては、乾パンや飲料水など、できるだけ高いフロアに備蓄させておりますので、これを活用いただけることは可能であると考えております。

しかしながら、学校や保育所以外もあり、一時利用のつもりでも災害時にははかり知れないケースもございます。防災倉庫とまでとは言わなくても何か方法はないか、その施設ごとに違いがありますが研究していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） おっしゃるとおり全部つかるところじゃないと思うので、水がつかるところは考えていく必要があるんじゃないかなということでございます。

あと、今、特に外階段を公共施設につけて屋上避難ということでやろうとしていますけれども、先ほど部長の答弁がありましたように、ぜひそうした屋上の防災グッズ等に関してできることはないかということで、積極的に進めたいなと思っております。

あともう1点、実は先日、避難訓練の際にも私自身どこに避難しようか迷ったんですけれども、同じぐらいに避難所がある場合、どちらに避難すべきかということなんですね。私の場合、例えばJ A菜々耕房のところの裏のところか、または十四山保育所か、同じぐらいの距離に一時避難所としてあるんですけれども、これどっちへ行ったらいいのかなと。結局、十四山保育所のほう、新しくできたからこっちへ行ってみようかということで選択したんですけれども、そういうことで何が言いたいかというと、収容人数等の兼ね合いもあると思うんですね。

だから、自宅にいる場合、自分がどこに逃げるのか、または以前質問もさせていただいたんですが、マンションの3階以上に住んでいる方は、自宅にいたほうが安全な方も中にはいると思うんです。そのような質問をしたとき、そうした避難すべきところを明確にしたマップや避難マニュアルを検討すべきじゃないかと質問させていただいたことがあると思うんですが、それは行っていきますということで私は認識したんですけれども、その部分に関しては今どのように進んでいる状況でございましょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

議員おっしゃられました避難マップ、マニュアルにつきましては、弥富市防災ガイドブックとして、私どもそれをという御答弁させていただいた件がこれでございますけれども、この弥富市防災ガイドブックでございまして、避難マップとして、市北部とか、南部とか、市街部の地図を先頭のページのところに表示しておりまして、避難所の位置を掲載しております。また、指定避難所、福祉避難所の一覧表や災害への日ごろからの備え、いざというときはなどを掲載しておりますので、こちらを使っていただくということでよろしくお願

いします。こちらにつきましては、平成27年の4月に各世帯に配布させていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに、その質問のときの後すぐ、こうした防災ガイドブックが出たことも知っておりますけれども、そのガイドブックじゃないんですね。そのガイドブックには確かに避難所、どれだけ逃げられるとか書いてあるんですけども、そういうことじゃなくて、家庭にいる場合、本人がじゃあどこに逃げていいんだ。そして、マンションの3階以上の人は、逃げたほうがいいのか、逃げずにここにおればいいのかと。こういう判断が難しいということなんですね。それを整理していくことによって、どこの地区にどういう避難所が、何人避難所が足りないと、こういうことがわかってくるんじゃないかと、そのときに質問させていただいたんですが、それができるものをつくっていただきたいということなんです。

今の防災ガイドブックだと、その部分に関してはわからない部分になってくるので、そういった市の方針や市の防災マニュアルのようなものを市民に示していく必要があるんじゃないかということで、再度こうして質問させていただいておるわけでございますので、ぜひそういった検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどおっしゃられた3階の建物、強固な建物の場合、逃げる必要はないとかいう判断でございますけれども、その場面に置かれた状況がそれぞれ違いますので、それは例えば地域の自主防災会など、そのあたりで自助・共助のところで決めていただければと思います。市としては、全てのところに対しまして、そのような指示をできるということはちょっと不可能でございますので、自助・共助というところで地元と一緒に考えていただくというのが一番ベストかと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かにおっしゃるとおりだと思うんです。ただ、指針を示すということで、ぜひ市のほうが市民と協力してつくり上げていただきたいと思いますので、そのことをお願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問される三宮議員より資料配付の申し出があり、これを認め、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いします。

それでは、三宮十五郎議員、お願いします。

**○ 8 番（三宮十五郎君）** 私は、通告に基づきまして、初めに核廃絶と憲法 9 条を守ることに  
ついて市長にお尋ねいたします。

最初に、核兵器の廃絶の問題をまずお尋ねいたします。

私の質問通告は 8 月 25 日に行ったものでございますが、9 月 9 日に北朝鮮が 5 度目の核実験を行い、相次ぐこの間のミサイル発射実験とあわせて、世界の平和と安定にとって重大な脅威をつくり出しています。

最近というか、この間に行われました幾つかの国連の安全保障理事会の決議や、以前に行われました我が国や北朝鮮を含む 6 カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙であるとして、日本共産党の志位和夫委員長が、この無法な暴挙を厳しく糾弾する談話を発表し、3 月 3 日に全会一致で採択された国連安保理決議に基づき、北朝鮮を 6 カ国協議の対話のテーブルに着かせるために、国際社会が一致して制裁措置を強化し、政治的・外交的努力を抜本的に強めることを関係諸国に強く求めております。

こうした核兵器の保有国の増加と核戦争への深刻な懸念が広がる中で、8 月 19 日にスイス・ジュネーブの国連欧州本部で、核軍備の縮小・撤廃に向け、多国間交渉の前進を図る国連作業部会の最終会合が開かれ、国連総会に対し、核兵器禁止条約の交渉を 2017 年に開始するよう幅広い支持をもって勧告したとの報告を賛成多数で可決いたしました。

国連総会は、20 年間にわたって核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議を加盟国の 70% 以上の賛成で採択してきましたが、しかし核保有国の反対などで条約の交渉も議論もされてお  
りません。核兵器を条約で禁止し、核廃絶することは、長年にわたって世界の反核平和運動が強く求めてきたものでございます。

ことしの原水爆禁止世界大会「国際会議宣言」は、国連総会に対して、核兵器禁止・廃絶の条約の交渉開始を含む具体的な勧告を行うことを作業部会に要請しました。この宣言は、直接作業部会の議長に届けられ、会場でその内容が紹介されました。作業部会の報告には、市民社会（非政府組織）の支持を得たことが強調され、2017 年からの交渉は市民社会にも開かれると明記されております。作業部会は満場一致の採択を目指しましたが、アメリカの同盟国などが核兵器禁止条約の交渉開始に異議を唱え、多数決となりました。

日本政府は禁止条約に反対し、報告に棄権しました。オバマ政権が核兵器の先制不使用宣言を検討していることに対し、総理が北朝鮮などの国々への抑止力を弱めると反対したと伝えられているように、こうした言動は、都市や場合によっては国そのものを消滅させるような大量殺りく兵器の使用や保有を正当化し、競い合うようなことは、際限のない軍拡と世界

を破滅に導くものとなるものであり、核兵器のない世界を目指す世界の流れに逆行し、足を引っ張るものではないでしょうか。

日本政府が被爆国にふさわしい役割を果たすこと、国連総会での目立った前進をつくり出すためにも、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名などを大きく前進させることが、今日の深刻な国際情勢のもとで、本来の核兵器廃絶に向けた人たちの団結が強く求められている中で大きな課題となっております。

平和都市宣言のまちの首長として、また世界と日本中に広がる平和首長会の一員としても、一層大きな役割を果たされることを強く求めます。こうした健全な国際世論を確立することこそが、北朝鮮などの無法を抑える上でもより大きな役割を果たすことになると思いますが、いかがでしょうか。

また、この間市長は、原子力発電所に頼らない施策をとという立場を鮮明にされてまいりましたが、原発がなければ国富が石油やガスの輸入によって大幅に失われるという主張は、この間の国民の皆さんと産業界の節電、太陽光などの利用などで、最近の輸入額は原発事故以前に比べても減っていることも明らかになり、核兵器と同じように今日の科学では人類が制御できない原子力発電の中止は、一層大きな国民的課題となっております。この分野でも積極的な発信をされていくことを強く求めますが、市長の御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

冒頭、北朝鮮における5回目の核実験のお話をいただきました。平和の切なる願いを踏みにじる本当に許しがたい暴挙であり、強い憤りを感じるのでございます。本日、私どもの弥富市のホームページにおきまして、その抗議文を掲載させていただきました。これは、平和首長会の代表であります広島市長の松井さんの名前をもちまして、私どもも加盟しております平和首長会議というのがございますので、そういった形の中で掲載をさせていただきました。相手に対しては国務委員会委員長 金正恩さんでございまして、そういうような状況の中で、ますます暴徒化する北朝鮮に対する抗議文でございまして、またお目通しをいただきたいと思っております。

今、三宮さんがおっしゃるように、私ども弥富市は弥富町の時代に平和都市宣言を、平成11年3月12日に議会において議決をいただき、発信をしているところでございます。また、平和市長会議におきましては、平成23年6月1日に加盟いたしました。この会は平成25年8月6日に、平和市長会議から平和首長会議の首長という形の中で名前が変更されたわけでございます。

また、私、この仕事に就任をさせていただきまして、ことしで5回目になるわけですが、中学2年生の全ての生徒に対して平和教育という形の中で実践をさせていただいて

おるところでございます。中学2年生を平和教育という形の中で広島派遣させていただいておるわけでございます。

また、ことは伊勢志摩サミットで、アメリカの大統領オバマさんが、その会議の後半、広島をお訪ねになったということに対しては、画期的な出来事であったと思っております。日本国民は大統領に対し、大きくエールを送ったのではなかったでしょうか。そうした形の中で犠牲者に対して哀悼の意を示されたことに対しては、本当にうれしい気持ちでいっぱいでございます。

そんなような状況の中で、弥富市といたしましては、私たち人類が広島・長崎の被爆の悲劇を二度と繰り返すことのないように、世界各国の都市と力を合わせて核兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいるところでもございます。平和首長会議、市長会議による活動内容及び公開書簡等の情報は、全て市のホームページに掲載をさせていただき、これからも市民の皆様にお知らせをしていきたいと思っております。

また、このような形の中においては、全国市長会議等々においても、皆さん、首長と共有化していきたいと思っております。

原子力問題につきましても、私は過去からお話をさせていただいておりますけれども、原子力発電所は段階的に解消すべきであるということでございます。さまざまな形での安全ということに対する確認を今とってみえるわけでございますけれども、なかなか難しいことが多々あるわけでございます。そうした形の中で原子力発電所につきましては、その安全性はもちろんのことでございますけれども、そういうことをやりながらでも段階的には解消すべきであるというのは私の基本的な考え方でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 次に、憲法を守ることについてお尋ねいたします。

昨年の安保2法の改悪によりますPKO法は、南スーダンへの派遣を前提とした海外での武力行使を含む自衛隊の訓練が始められることになりました。中日新聞と東京新聞は8月29日から、平和の道しるべたれ「今、憲法を考える」という社説を10回にわたって掲載しました。皆さんのお手元に第1回と2回と5回のコピーが一番上に入っていると思いますので、ごらんいただきたいと思います。

初日は、押しつけ憲法と改憲勢力の攻撃の中心となっている当時の9条が、幣原首相の提案であったこと。1948年、国連で満場一致で採択された世界人権宣言と同じ内容を持つ憲法97条の基本的な人権は、国民に対し侵すことのできない永久の権利とされているが、自民党改憲案では全文削除することになっている。権利を奪う権利はない。それが過去から受け継ぐ真理だと訴える2回目のものであります。5回目は、何よりも重要なことは、公布後70年もの長きにわたり、主権者である国民が憲法改正という政治選択をしなかった事実である。押

しつけ憲法論は、賢明なる先人に対する冒瀆にもつながると結んでおります。

8回目となります、ここにはお持ちしておりませんが、9月7日付の社説では、戦争や非常時には憲法秩序を停止する緊急事態条項を新設することで基本的人権などの制約を行えば、憲法はそれによって壊されることについて詳しく述べております。

憲法違反の安保2法などの準備段階で、当時の副総理でありました麻生大臣が「ナチスに学べ」と言ったことは、今、自民党が日本という国をどうしようかということの本質を示したものでなかったでしょうか。

総理は選挙の前には、この参議院選挙は憲法改正は争点にしたいと言いながら、改憲勢力が参議院の3分の2以上の議席を占めると、議論のベースは自民党改憲案と述べております。集団的自衛権の行使は憲法違反という歴代の内閣法制局長官と異なり、自分の意に沿う者を登用し、最高裁砂川判決は集団自衛権は合憲ということで、内閣の議論をリードした法制局長官もついにそうではないことを認めたにもかかわらず、総理や官房長官などは合憲説を繰り返し、実行に移そうとしております。

どの世論調査でも、このような内閣のもとで憲法改正は反対が多数を占めています。国民の声を謙虚に聞き、大臣も、各議員も、公務員も、国民から負わされている憲法を守るという立場に立って、国民の生命と安全、暮らしを守る立憲主義の立場を貫き、国民主権、国際的にも広く評価されている基本的人権や平和主義の立場を貫くこと。

また現在、非常に国際的な民族間や宗教間の対立、あるいは異常な貧富の拡大などによりまして、テロを初めとした従来では考えられなかったような分裂や対立が急増しておりますが、こうした事態を打開し、本当に国際社会の安定を実施していくためにも、日本が貢献できる最大の事業は、この憲法に基づいて国民融和の国をつくっていくことが、他の国のまねのできない大きな課題であるのではないのでしょうか。

先日、市長と弥富市芳寿会の舘さんの連名で、市制10周年記念弥富市芳寿会温故知新の配布についてという文章とあわせて、これをいただきました。戦争について触れられているどの方の御意見も、二度とこのような戦争をしてはならないという、みずからの体験と、その後、今日の日本の発展の土台を築いた皆さんの思いが深くつづられております。

こうした皆さんの思いにもお答えしていく上でも、ぜひこの名誉ある役割を市民の皆さんの命と暮らし、安全を守る一番直接の責任を負う自治体の首長として、これまでも大変勇気ある発言をされてまいりましたが、今後も党派や立場を越えて、こうした先人の、中にはこの地域の自民党の中心的な役割を果たした人たちも何人かあるわけではありますが、こうした皆さんの声を、また多数に今なっております国民の皆さんの思いを励まして、そういうまちづくり、国づくりを進めていただくことを強く求めて、御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

一昨年から審議されておりまして、昨年、国会のほうで承認をされました集団的自衛権の行使容認ということにつきましては、十分な国会の審議もなく、そしてまた御承知のように、多くの国民の理解も不十分な状況の中で可決されたわけでございます。そうした形の中におきまして平成27年9月19日、平和安全法制関連2法が成立し、9月30日に公布され、そしてことしの3月29日、平和安全法制関連2法が施行されたわけでございます。1つは、平和安全法整備という形の中で、自衛隊法の一部を改正するものでございます。そして、もう1つは国際平和支援法という形の中で、国際平和共同対処事態に関して、我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律でございます。これをもちまして関連法2法というものが具体的にこれから進んでくるわけでございますが、先ほど三宮議員もおっしゃったように、この11月からPKO、南スーダンの国連平和維持活動という形に対して自衛隊の部隊が派遣されるわけでございます。新しい任務を付与しようとして、今、国会が動いておるわけでございます。

新たなPKO活動におきましては、いわゆる駆けつけ警護、あるいは宿営共同防護という形の中での実施訓練をされるわけでございます。安保法制の本格的な運用で深刻な事態、ある意味では戦争ということも現実的なものになると考えられるような法案であろうと思っております。大変私としても、国民としても心配をするところではないかなあと思っております。そういうような状況の中で、この11月からの派遣予定の自衛隊の活動ということに対して、国民も注視すべきであろうと思っております。

憲法9条の問題についてお話がございました。いわゆる改憲論議が今、これから進んでくのではないかということが言われております。その最大の項目は、憲法9条をどうするかということではないかなあとは私は思っております。日本を戦争する国にするのか、あるいは平和、人権、個人の尊厳を大切にする日本国憲法を守るのか、そういうようなことであろうと思っております。

戦後71年、憲法9条、不戦の誓いがあるからこそ、日本は戦争をしないでこられた。そして、平和憲法はこれからも若い世代にきっちりと引き継いでいかなければならないと思っております。憲法9条を守り、その平和の精神を積極的に発揮する日本を目指して行動していかなければならないのではないかと、強く確信をしているところでございます。憲法の改正ということが、いわゆる憲法9条の改正に結びつくようなことになるならば、私は断固として反対をしましてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 次に、介護・医療難民を出さないためにという問題で質問させていただきます。



国は新年度から、要支援１・２の介護保険給付を介護保険事業から切り離し、地域支援事業に切りかえる施策を進めています。弥富市では、これまで弥富の福祉は後退させないという立場をとってきたこともあり、平成28年度に移行しました地域支援事業を、他市に比べると切り下げの条件を幾らか緩やかにするなどの改善も行われながら実施されてまいりました。既に一定所得以上の人に対しては２割の自己負担が押しつけられ、デイサービスの回数を減らすなどの影響も出ております。この間の給付事業の変更への市の対応、事業者や利用者の皆さんの現状について、当初の計画に比べてその実施状況はおおむねどのようなものだったのか、率直な自己評価について簡潔にお答えください。

また、一定以上の職員配置などの条件を満たした事業所の対象事業には加算制度が設けられましたが、それによって加算が実際に行われているのは何事業所で対象事業所の何%に当たっているか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

地域支援事業移行後の取り組みについての自己評価はという御質問でございますけれども、本年４月から要支援１・２の方が利用されております訪問介護・通所介護を新しい総合事業に移行したわけでございますが、７月のサービス利用状況を見ますと、訪問型サービスが８名、通所型サービスが４３名の合計５１名の方が総合事業に移行されております。ここまで特に大きなトラブルもなく、ほぼ順調に移行できたと思っております。

その中で、昨年１０月から３カ月ごとの介護給付費の推移を見ますと、平成27年１０月から12月までの３カ月においては1,776万2,842円、28年１月から３月は1,832万446円、今年度に入りました４月から６月は1,791万349円で、通常右肩上がりで伸びるだろうという給付費が、４月から６月は前３カ月と比べまして2.2%の減額となっております。

実際のサービス利用においても、デイサービス、ホームヘルプサービスは今までどおり利用していただけておりますし、万一のときはチェックリスト、介護認定申請併用で対応しております。また、ささえあいセンターも活用していただいておりますので、サービスの低下には至っていないと思っております。

次に、問題点といいますか課題でございますけれども、今のところ大きな問題点はありませんが、平成29年度より近隣市町村が総合事業を実施する予定にしており、もちろん各市町の地域性は優先しますけれども、ある程度の水準合わせが必要ではないかなと思っております。

移行後約半年が経過したところでございますけれども、総合事業は高齢化のピークを迎える2025年対策と言われておりますので、弥富市といたしましても、今後、どんなニーズがあり、どんなサービスが必要なのか、しっかり検討しながら進めていきたいと思っております。

次に、介護報酬における加算についてでございますけれども、職員配置を要件とした加算、サービス提供体制強化加算を取得されている事業所につきましては、弥富市の総合事業で事業所登録をいただいております通所介護事業所、25事業所でございますけれども、そのうち20の事業所でございます、割合にして80%になります。

ちなみに、市内の事業所におきましては、11事業所のうち8事業所で73%でございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実際に2割負担の導入があったことで、境界の割方所得の少ない人たちは、週に1回、2回とサービスを受けるのを減らすとか、そういうことがやっぱり出ておりますし、それから加算の対象にならない小規模事業者、弥富市内ではごく少数であります、相当、利用者の方から聞いても、内容のあるいいサービスをしていただいているけれども、80%になることについてはかなり負担だということも言われておりますので、そういう面については今後十分配慮しながら進めていただきたいと思います。

次に、今お手元に配付させていただきました資料の2枚目にあります医療・介護改悪一気と。「公平」「選択」の名で命を脅かすという記事と、その続きで「重度化招き保険給付が増大」地方議会の反対意見書広がるという、これは私どもの「しんぶん赤旗」の8月22日付の1面と2面の記事の切り抜きのコピーでございますが、市側にも事前にお渡ししておきましたが、このような医療・介護の大改悪計画、さらに介護保険料を20歳以上に負担させるという議論も行われ始めております。ワーキングプアと言われる若年労働者の貧困層にとっては、とても払えるものではありません。

高い保険料や医療費、介護費用の負担増は、高齢・少子化、貧困の拡大が広がる中で、ますます国と地方の将来を危うくするものです。少子化・高齢化対策のためにと消費税が導入されましたが、国民が納めた消費税にほぼ匹敵するような大企業減税がこの間行われ、大企業の内部留保は、昨今の新聞の発表でも三百数十兆円にもなっていると報じられております。大企業や巨大企業は、もうけに対して納税の割合が中小企業の半分だとか3分の1という、こうした不公平な税金の集め方を是正し、国民が安心して暮らせる賃金や年金、そういう働き方を実現する方向に国の施策を根本的に改めるよう、日々の暮らしに直接責任を負わされている自治体の長や議会が力を合わせて働きかけていくことが強く求められているのではないのでしょうか。

今の紹介しました記事の中に、地方自治体の意見書についての記述が中段の終わりから3分の1ぐらいのところからありますが、驚いたのは、実際には一番困る市町村よりも都道府県が、何と22都道府県議会が既にこの改善の意見書を、こうした改悪を進めては困るということを、特に都道府県議会は党派化が進んでおりますが、ここでこういう意見書が出されて

いるということは極めて私は注目すべきことではないかと思いますが、今のような形で、とりわけ介護１・２の人たちも含めて生活支援などの給付は全額自己負担というような方向の改善がされたら、介護制度そのものは残っても、実際には受給者の人たちにとっては耐えられない状態だということが、医師会や介護関係のさまざまな団体からも強く寄せられておりますが、市長会や、そして市議会議長会というか地方六団体ですね、県議会がそういう対応をとっておれば、当然県知事の皆さんたちも国民健康保険の国庫負担をふやす上でも大きな役割を果たしていただいたことでございますから、ぜひ国民が安心して受けられる介護制度を守るために積極的に役割を果たしていただきたいと思いますが、市長の御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員に御答弁申し上げます。

先ほど私どもの担当のほうからも少し、現状の要支援１・２の訪問介護及び通所介護というようなことに対して、自治体のほうへ事業を移すというようなことから、いろんなことの問題が発生しておらへんかということでございましたけれども、おおむね私どもとしては、それを１年前倒しさせていただきながら対応させていただいておるのが現状でございます。

年金収入が280万以上での２割負担が叫ばれるとか、あるいは特別養護老人ホームにおいては要介護３以上でないと無理だよというような決めつけであるとか、あるいは低所得者の施設入所者の食事代であるとか部屋代の補助要件を厳しくするとか、いろいろと言われておるわけでございます。こういった形につきましては、税の使い方、あるいは集め方という形で改善をしていかなきゃならないわけでございますけれども、私は一番大きいのは、消費税の問題が３党合意で８％から10％にするということを、来年の４月からそれを実施するということがございました。これが２年半ほど先送りになったというような状況の中で、その財源が不足していることは否めないと思っております。

平成29年度の概算要求の中でも、この社会保障費と言われるところが決して伸びてないというような状況でございます。いわば伸びてないというよりも、社会保障費は年々6,600億ぐらいふえていくわけでございますけれども、そういったような状況と反比例するように、向こう３年で１兆5,000億ぐらい減らしていくというようなことも政府は言っているわけでございます。これでは、高齢化社会という形の中で支えられないというような状況が目に見えているというようなことだろうと思っております。

そういった状況の中で、２％の消費税の増税ということについては、負担も大きいわけでございますが、一方では社会保障費をどうしていくかということのてんびんの中では、御理解もしていただかなきゃならなかったかなあというようなことも気にするわけでございますが、いずれにしてもそういうことができませんので、この代替財源を国のほうは用意すべきであろうと思っております。そうでないと、とてもやっていけない。

それが私ども弥富市におきましても、今、消費税８％の中で約８億９,０００万円の消費税のいわゆる支給がございます。これが１０％になりますと９億６,０００万という形で、プラス７,０００万ほど消費税という増税の恩恵もいただけるわけでございます。７,０００万円あれば、社会保障費に対して相当な私どもとしての市の施策も打っていけるかなあとも思っておるところでございます。

そういったような状況の中で、大変な時代になるわけでございますけれども、我々としては少子・高齢化時代における皆さん方に負担もお願いしていかなきゃならないような背景が今あるということもお願いをしていかなきゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、多くの首長会議でも議論されるところでございますので、我々としてはこの社会保障費ということに対して、高齢者をしっかりと守っていくということに対して、しっかりと対応していかなきゃならないと思っておりますので、御理解もいただきたいと思います。今後とも、この社会保障費ということに対しては、皆さんとともに考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） 今、市長からのお話でしたが、結局、今はまだそういう移行を前提にしておりますが、全体としては来年度から要支援１・２、ところがその後、介護１・２も含めて移行するという計画ですね。その一番の狙いは、少なくともことしまでは、地方が求めれば、保険事業の一角として使った費用については一定割合で給付がありますよね。ところが、地方事業にして最大の理由というのは、専門家の間で保険外しと言っていますが、保険から外すと、あとは国の予算の枠内で配分するという、そういう仕組みに変わるわけですね。

そうすると、今、市長がおっしゃられたように、毎年６,０００億ぐらいふえ続ける社会保障費について財源がないから出せないといって、今もずっと削り始めておるわけですが、これをやられたら全部地方がその分かぶることになりますので、とても耐えられないような状態になることが、地域支援事業に移したんでね。保険の場合は絶対に、医療費もそうですが、かかった費用の一定割合はちゃんと補填するという仕組みがあるのに、それをなくしているということ。そして、その先には大幅に削減をしていく。しかも、介護１・２まで含めて、生活支援事業ですね、ホームヘルパーの派遣だとか、それからもう１つは車椅子の貸与だとか、ベッドの貸与だとか、そういうものを全額実費に移行していくというか、事実上、今の介護保険制度の中核をなす部分を、介護保険から切り離すだけじゃなくて、自己負担にすれば、今の負担だって払えない。

私ども、実際に弥富市の事業所に勤めている介護労働者の皆さんからいろんな意見を聞きますが、今でも介護サービスを受けている人たちというのは幸せな人だと。サービスを受け

られない人も少なくないし、実際に私たちも半年間一度も風呂に入ったことのない人を引き受けて、みんなで大変苦労しながら対応したこともあります。そういう人が決して弥富の中で少なくない。

そういう状況の中で、少なくとも介護1・2の人たちまで、そういう日常生活する上で欠かせないサービスは、満額自己負担にするなんていうことになると、保険制度そのものが土台から私は崩れてしまうと思うんですね。そして、お金がなくなれば、国のほうは国の予算の範囲ということで済ませることができるといのがこの仕組みにありますから、ここをひとつしっかりと、特に市長会や六団体の間でよく議論していただきたいと思いますが。

もう1つは、前に議論したときに、弥富市の市税というか市民税、幾らか伸びているというふうに市長、御理解だったと思うんですが、実は市税が、市民税ですね、市民税というのは要するに弥富で働いている人たちの収入の増減によってふえたり減ったりするという仕組みが一般的にはありますが、実際には平成18年当時かな、地方税でいうと、2年間かけて例えば老年者控除、年間50万の廃止だとか、それからさまざまな、例えば定率減税について言いますと、恒久措置と言っておったものをなくしたりして、そういうことによって増税をして、平成20年がそのピークなんです。その後さらに子ども手当、児童手当というんですか、名前は時々変わっておるわけですが、これがあることを理由にして最近、ここ数年前から、若年扶養控除の廃止がされましたよね。これによって、また少なくとも弥富市は1億円以上増税されておるんですが、結局、そういうのを含めても実は、平成20年にさまざまな、所得がふえたんじゃないくて、制度改正によって増税されたものをピークにして今減り続けておるんですね。

この尾張18市、名古屋市を取り巻く中で、平成17年の弥富と十四山のトータルと、それからこの間、総務省の26年度の決算状況が発表されましたが、これでもまだ個人市民税の伸びは弥富がトップなんです、尾張18市の中で。だんだん今、差はよそと縮まってきておるんですが。額でいうと、日進だとか長久手だとか、クラスの3分の1ぐらいが大学の先生だったりお医者さんだというようなところと比べると、ここは所得が低いわけですからそうなんです。伸び率でいうと、そういうところも含めて実は弥富は平成26年度までの決算でトップだったんですね。ところが、それでも1人当たりの個人市民税は減り続けているんですよ。

だから、所得がふえたんじゃないくて、増税によってふえてきているということであって、しかも、さきにこの場でも一度申し上げましたが、介護保険だとか、後期高齢者医療保険だとか、こういうものの負担増、それから今言った増税、こういう税と社会保険料の増加によって、実際に使える、暮らしのために使えるそれを除いた可処分所得というのは、30年前より今減っているということで、この間、アメリカやイギリスは、働く人たちの給料は2倍以上になっている中で、日本だけが給料が減る、年金も減る中で、なおかつそういうものがふ

えているということで、結局、雇用がどんどん悪くなる。そのことが地域経済をどんどん落ち込ませていく中で起こっておる問題でありますので、ここは本当にこれ以上そういうことをやったら、日本の国民の日々の暮らしというのは、あるいはそういう人たちで成り立っておる地方は成り立たないということをよく御承知いただいて、ぜひこの議論を市長会や地方六団体の中に生かしていただくということを強く要請したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもに関していえば、市の財政というのが、このところまた財政力指数も上がりまして、皆様方にも御報告申し上げましたけれども、現在、0.993まで上がってまいりました。これは、過去3年の歳入歳出の平均値というような状況の中であるわけでございますけれども、交付団体には間違いございませんけれども、今このままの状況でいったら不交付団体にいつかはなってくると。しかし、我々としては超大型のプロジェクト事業を目前に控えておりますので、公共事業として支出をしていかなきゃならないというのは、庁舎の問題であり、あるいは駅の橋上化の問題等々をしっかりとやっていかなきゃならないものですから、そういった形の中においては財政力は少し変化してくると思っておりますけれども、基本は、税収という形の中においては、西部臨海工業地帯、そして平島中区画整理事業の効果というようなものについて、大きく市民の皆様に貢献をしていただいているというような状況でございます。特に西部臨海工業地帯につきましては、これからも大いに我々の将来に対して夢を乗せてくれるのではないかなあと思っております。さらに議会議員の皆様方と御一緒になって、企業誘致に努めていきたいと思っております。

そういった形の中では、昨今では栄南小学校の裏地にある王子不動産の問題につきましても一定の方向が進み始めました。そういった形の中においていい材料があるわけでございますので、大変喜んでいところでございます。

いずれにいたしましても、そういうような背景と同時に、先ほどから三宮議員から御質問がありますように、本当に社会保障をどう支えていくかというのが喫緊の課題。本当に喫緊の課題。きょう、先ほど村瀬民生部長のほうからも、今後の高齢化社会の高齢化率という話がありましたけれども、誰が支えていくんだ、どうして支えていくんだということに対してあるわけでございます。

今、安倍総理はさまざまな会議、あるいは先進国の会議等々におきまして、経済の好循環をもう一度つくっていくんだと、いわゆるアベノミクスの好循環をつくっていくんだという形の中で所得の拡大を狙っていただいております。もちろん、アベノミクスが成功していくということに対しては国民の願うところでもあります。しかしながら、大変厳しさというのも、この数年来あつたのではないかなあと思っております。

そうした形の中で、アベノミクスが経済の好循環をつくり出していくということに対して

は、本当にどこまでやれるんだろうということに対しても、しっかりと見定めていきながら行政運営をしていかなきゃならないだろうと思っておりますので、こういったことにつきましては、国の我々に対する負担というか、補助というか、そういったことに対しても、いろんな形から要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長は3年平均で0.993と言われましたが、多分、私の財政課で見ていただいた資料では、28年度の1年間だけです。それ以前はもっと低かって。だから、28年度は多分、川崎重工なんかの固定資産税が急増したことがそういう状態になっておりまして、弥富市の税収がふえているのは、結局、平島だったり、あるいは臨海部だったり、その背後地だったりの固定資産税の増加によってふえているわけで、伸び率というのは18市でトップだと言いましたが、額はどんどん減っておるんですよね。

そういう状況ですので、この庶民の暮らしの状態が日本経済を、大体国内生産の6割を占めるという個人消費が伸びない最大の理由はここにありますので、ここを本当に見据えた施策をとるように国に強く要請いただくことを強く求めて、質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時12分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時02分 休憩

午後3時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

本日、最後となりました。

通告に従いまして、本日は大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、小・中学校適正規模検討委員会の答申について質問をいたします。

全国的に少子化が進んでおりますが、本市でもその例外ではなく、5年後には小学校が1校、10年後には中学校1校、100名を切ってしまうそうであります。そこで、平成25年7月に市からの諮問を受け、検討委員10名から成る弥富市立小中学校適正規模検討委員会を立ち上げ、約3年間にわたり検討された結果、この3月に答申が出されました。その結果、小学校は当面現状のままでいく、中学校については十四山中学校の単学級化を回避する、少しでも適正規模に近づけるということで、3つの提言がなされました。

提言1. 通学区域の変更ということで、1. 東平島地区が十四山中学校に最も近隣であることから、東平島地区の生徒を十四山中学校へ校区を変更すること。2. 幹線道路をまたい

で通学する三百島地区の生徒の通学安全の視点から、三百島地区の生徒を弥富北中学校へそれぞれ校区を変更すること。

提言２．十四山中学校の教育環境施設の充実であります。東平島地区の生徒を十四山中学校へ移行する通学区域の変更を完全実施し、十四山中学校を適正規模に近づけるためには、以下の教育環境施設の整備と充実が大前提である。１．生徒増を見越した老朽化した校舎を改修すること。２．中学校教育課程武道必修化に伴う武道場と体育館を新設すること。

提言３．校名の変更。提言１で示した通学区域の変更が実現すれば、十四山中学校は生徒数が倍増することから、旧弥富町と十四山村の合併10年を契機に、十四山中学校は新たにスタートする中学校としてのイメージづくりが大切であると考えられる。そこで、現在の十四山中学校から新しい中学校としてのイメージが湧く校名に変更することを検討する。

以上、この３つの提言に集約される答申が出されました。この答申を受けて、市当局は今後どのように対処されるのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

小中学校適正規模検討委員会からの答申内容につきましては、今、るる永井議員がおっしゃったとおりでございます。もう一度確認をさせていただき意味を込めて、私のほうからも、その答申内容についてお話をさせていただきます。

小学校はそのままの状態で置くという状況の中で、中学校において東平島地区の生徒を十四山中学校へ校区変更していくという案が１つ。十四山中学校の教育環境の整備と充実という形で、校舎の改修、あるいは武道場・体育館の新設というのが、もう１つの答申内容。そしてもう１つは、十四山中学校の校名変更という形の中で言われたところでございます。いずれも大変重要な提言として、我々としては真摯に受けとめさせていただいているところでございます。

永井議員も学校教育に長年携われてみえておりますので、学校教育におきましては、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人が資質・能力を伸ばしていくことが大変重要であり、また小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと私も考えておるところでございます。このようなことも文科省におきまして、学校規模の適正化や学校の適正配置を推進するように求められておるところでもございます。学校教育の視点からは、これからの時代の少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが大切であると認識しておるところでございます。

このような答申を受けまして、今後の私ども行政としての取り組みでございますが、答申をいただいた項目について、既に内部のほうで教育部を中心として取り組み始めておるとこ



ろでございます。

今後は、関係地域の意識調査の実施、保護者への説明会の開催、あるいは地元代表による協議会の設置、教育委員会での審議、あるいは統合準備会の設置等々が考えられているところでございます。

いずれにいたしましても、全ての児童・生徒に、より良好な教育環境を整えることは、学校設置者としての責務でもあるということから、地域の理解を得ていきたいと考えております。学校が置かれている状況を保護者、地域住民に十分に説明し、話し合いをし、これからこの答申に対して取り組んでいくところでございます。

最終的には、このままの小規模校にしておくことが地域で子供を育てていくということに対してプラスになるのか、あるいは問題提起することから、その辺のところから話し始めていかなきゃならない。地域の子供たちを育てていくためには、どうこの小規模校を改善していくのか、あるいは中学校をどのように校区変更していくのかということについては大変大きな問題でありますので、しかしながらもう既に検討委員会のほうでは3年近くかかっておりますので、我々としては、先ほども言ったような内部の取り組み、そして外部に対する説明会等々をスケジュールを立てて進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の市長の答弁にもありましたように、もう既に取り組んでみえるということを知って、非常に安心したという感じであります。この答申を尊重していかれると。スケジュール的なことも、もう既に少し考えてみえるというようなことであります。

市当局におかれましては、近い将来、この近いというのがどのぐらいかちょっとよくわかりませんが、その方向で進んでいくというふうに理解をさせていただいたわけですが、それでよろしかったでしょうか。また、そのスケジュール的なものを少しでもお聞かせいただくとありがたいなあということを思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 現在の段階におきましては、私どもに答申をいただきました3項目等々において議論を重ねておるところでございますけれども、大変難しい問題が多々ございます。そうした形の中で、答申は答申として尊重はするわけでございますけれども、我々が学校教育ということに対して当然市の考え方があるわけでございます。そうした形の中で、答申をいただいた項目と私たちの考えている項目をしっかりとすり合わせていかなきゃならないと思っております。答申どおり実施するということではございませんので、御理解もいただきたいと思っております。

そうした形の中で、今、教育部を中心にして、3カ月に1度ほど、ちょっと間隔的にはあ

れなんですけれども、二、三カ月を1回として、これからしっかりと議論を重ねていきたい  
と思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） わかりました。今後、その進捗状況についてお知らせいただけるとあ  
りがたいと思います。

そこで、少しお時間をいただきまして、この答申に対する私自身の感想、意見を述べさせ  
ていただきたいと思います。

私は教職に携わった者として、このたびの答申の内容はよく考えられたものとして評価し  
たいと思います。

小学校の統廃合については、大変難しいものがあるかと思います。通学距離、通学時間、  
伝統、地域コミュニケーションのことを考えると、デメリットのほうが大き過ぎるように思  
います。小規模の小学校は、この海部地区には弥富市以外にもかなりあります。それぞれが  
小規模校のメリットを生かし、独自の教育が行われております。私も小規模校にいましたが、  
全校児童170名余りの名前と顔を覚えるのに、そんなに日数はかかりませんでした。

中学校でも、もちろん海部地区には弥富以外に小規模校はあります。しかし、ここ10年で  
100名を切るという学校は十四山中だけであると思います。このたびの提言によるデメリッ  
トは、小学校の統廃合に比べ、余りないように思われます。日の出小の6年生が2つの中学  
校に分かれて進学しなければならないということはあります。このような事例は海部地区に  
もあります。しかし、私の経験でいきますと、全く心配はありません。子供たちは、すぐに  
順応をしていきます。

メリットは数多くあります。1つは部活動であります。生徒数が少ないと、部活数が自然  
と制限をされます。中学校へ行ったら、やりたいという種目の部活がないのが現状でありま  
す。生徒数がさらに減れば、もっと部活数は減ります。

また、小規模校は教員の配置が少ないために、9教科それぞれの専門の教員が配置されな  
いということが起こります。特に音楽、美術、技術、家庭の専門教員がおらず、他教科の先  
生が仮免許で授業を行うということが起こります。

また、本来クラスがえが行われるべき3年間、単一学級であれば、同じメンバーで3年間  
を過ごすことになります。いじめ・不登校を防ぐという意味で、問題が生じてまいります。  
そういう意味で、今回の答申は、それらのデメリットを解消してくれるものと思います。

また、大きくいえば、弥富と十四山が合併して10年、東海通の延長、日光大橋西線も開通  
する運びとなりまして、いよいよ弥富と十四山とが一体化していくと思います。提言にもあ  
りますように、校名変更も考えることが必要かもしれません。

最大の難関は、校舎の改・増築、体育館・武道場の新設であります。確かに十四山中学校

の校舎は、他の2校に比べ老朽化していると思います。体育館も旧十四山村体育館と兼用になっております。武道場はありません。やはり現弥富中と同じぐらいの環境が必要となってまいります。しかし、7月28日の新聞にもありましたように、現在の公共施設を維持していくこと自体が財政を圧迫していくことは十分理解できます。今後、市当局と議会が頭をひねり、何とかしていくことが肝要かと思います。

また、この答申の内容を実現していくためには、このほか地域の方々、保護者の御理解をいただくなど難しい問題があるかと思いますが、一つ一つクリアして答申に沿うよう前進していただけるようお願いいたします。

以上で、質問の1点目を終わります。

続きまして、質問の2点目、ふれあいサロンの拡充について質問したいと思います。

これは、いわゆる高齢者福祉の一環だと思います。本市は、高齢者福祉については、さまざまな分野で取り組んでいると思います。給食サービス、緊急通報システムの設置、高齢者福祉タクシー料金助成、長寿記念事業、敬老事業、老人クラブ支援事業、シルバー人材センター支援事業など、さまざまな事業があります。また、いつ行っても風呂などが無料で利用できる総合福祉センター、いこいの里、十四山総合福祉センターがあります。さらには、大きなものとして介護保険事業、後期高齢者医療事業など、手厚い内容が盛り込まれております。

しかし、実際には、医療はともかくとして、活用の度合いに差があるのではないかと思います。周知はされているわけですが、なかなかその資料を読もうとしない、読んでも理解しにくい、手続きが面倒だ、そこまで行くのに手間がかかる、一緒に行く人もいないなど、活用の阻害要因は幾つも上げられます。

しかし、それらの幾分かを解消するものとして、ふれあいサロンがあります。私の地区でも早速開設されました。きょうは、そのふれあいサロンについて5点ほど質問させていただきます。

1つ目ですが、このふれあいサロンというのは、まだ新しい事業だと思います。このふれあいサロン推進の経緯についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ふれあいサロンの経緯について御説明をさせていただきます。

2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳を超え、超高齢社会の中でさらに要介護者の増加が見込まれており、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みである地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていく必要がございます。

本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今年度より介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に取り組んでおりますが、総合事業は時間をかけた地域づくりのプロセスであり、今後、担い手が減少し、専門職のみで地域を支えることが難しくなってきた中で、地域の高齢者や住民、NPOやボランティアなど、多様な主体により地域で支える仕組みを確立していかなければなりません。

こうした住民主体の支援体制でまず取り組むべきは、地域の中に高齢者なら誰でも気軽に参加できる通いの場を数多くつくっていくことでありますので、弥富市では平成27年度より、ふれあいサロン運営事業を始めたところでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） まだ昨年度始まったばかりの事業ということがよくわかりました。

次に、このふれあいサロンの開設状況について教えてください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ふれあいサロンの開設につきましては、平成27年度は介護サービス事業所を初め、JA、福寿会など8団体10カ所で取り組んでいただきました。今年度は、介護サービス事業所5カ所、福寿会4カ所、女性の会1カ所、JA3カ所、その他4カ所の合計17カ所で開催していただいております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 17カ所でということであります。

私も勉強を始めたばかりですが、介護事業所で始まったんじゃないかなということは思いますが、JAで3カ所というのはどんなふうにやってみえるのか。また、その他4カ所というのを、もしわかりましたら詳細について教えていただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） JAにつきましては、鍋田公民館、JA海部鍋田支店、南部コミュニティセンターの3カ所で開催をしていただいております。

その他については、鮫ヶ地地区、楽荘団地、ポプラ台団地、かおるヶ丘団地で、自治会や有志の方々に開催されております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 現在、福寿会、いわゆる老人クラブであります。市内に69あると思います。福寿会イコールふれあいサロンではありませんが、まだまだその数は少ないと思います。開設上の問題点、また運営上の問題点には何があると思われるでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 問題点について御説明をさせていただきます。

サロンを始めたいが、そのための準備や経費の問題等、スタッフの負担が大きいのではないかと心配される声がございます。

また今後、サロンを広めるには、会場確保の問題もございます。現在開設しておりますサロンの開催場所は、介護事業所を除けば地区公民館、集会所でございますけれども、これがほとんどでございまして、こうした地区には施設の老朽化が進んでいるところやバリアフリー対策が十分でない施設もございます。

その他にも問題点はいろいろあるかと思いますが、気軽に介護高齢課へ相談していただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の問題点の中に経費というのがありましたが、たしか補助金が出ておったかと思いますが、その補助金について詳しく教えてください。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） ふれあいサロンの補助金の御質問でございますけれども、ふれあいサロンにつきましては一月1回以上開催していただくことが条件でございまして、1回当たり5,000円になります。一月4回までが5,000円で、5回以上開催していただくと2,000円ということになります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 15名前後ということであれば、5,000円という補助金をいただければ、飲み物とちょっとしたものということで何とかやっていけるような気がいたします。

また、先ほどの答弁にもありましたように、会場確保というのは確かに問題点であると思います。私の地区では立派な公民館を借りることができました。しかし、問題が1つあります。何度も出てくる話ですが、トイレであります。出席者の七、八割の方が、洋式トイレを希望してみえます。しかし、どこの公民館でもそうだと思いますが、そのほとんどがかつての和式であると思います。洋式トイレにかえるには、かなりの額が必要だと思います。公民館修繕にかかる費用としては、市の補助はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公民館についての補助でございますけれども、私どもでは地域住民がコミュニティ活動の促進を図るための地区公民館の整備に要する経費につきましては、その一部を補助する地区公民館整備事業補助金交付制度というものを設けております。

補助対象事業といたしましては、地区の公民館を新築、増築、改築または取得する事業ということで補助をいたしておりますが、補助額といたしましては補助対象経費の10分の3を乗じて得た金額でございまして、上限は300万までとなっておりますので、300万といずれか

低い額としております。

また、この補助金の利用につきましては、毎年9月中旬、今でございますけれども、翌年度の地区の公民館で、先ほど言った新築、増築、改築などの計画がございましたら、各地区に当たりましては、その照会をしておりますので、補助金の交付申請を予定される場合につきましては、その事業計画を提出いただくことになっておりますので、公民館の整備を検討される地区におかれましては、総務部秘書企画課地域振興グループまで御相談願えればと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 新築、増築、改築というか、大きなあれの中で含んでやればということではありますが、トイレだけの修繕にも補助がしていただけるようになるとありがたいんじゃないかなということを私は思います。

最後に、ふれあいサロンの拡充について質問をしたいと思います。

このふれあいサロンにつきましては、福寿会に入ってみえない方でも、他地区の方でも来ていただいていいことになっております。お友達や知り合いの方を毎回少しずつでもふやしていくことができます。そして、高齢者福祉の内容を知っていただき、活用していただける方が少しでもふえていけば、現行の高齢者福祉政策が理解していただけるものと思います。

私の地区でも、ささえあいセンターの方に来ていただき、その内容の説明を受け、「全然知らなかった」「そんないいことがあるの」という声が聞かれました。高齢者のためのいいことをどんどん知っていただくよい機会になると思います。そのためには、このふれあいサロンを一部の地区、一部の人々のためのものではなく、どんどん広めていく必要があるかと思っています。

市として、このふれあいサロン拡充についての方策をどのように考えてみえるか、お答えをください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 誰もが歩いて通える身近な場所にサロンがあり、高齢者と地域住民がボランティアとして一緒に活動してサロンをつくっていくことが大切だと考えております。当然、リーダーがいなければ衰退する可能性もあり、継続性が心配されますので、地域で取り組むという市民啓発を十分行うとともに、今後とも自治会、福寿会、女性の会などに広く周知し、市内至るところで開設していただけるよう推進してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 最後になりましたが、高齢者福祉につきましては、先ほどの三宮議員の御答弁でも大分触れられたと思いますが、市長にふれあいサロンを含めた高齢者福祉全般

についてのお考えをお聞かせいただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

高齢者福祉についてということでございますが、いろんな角度からこのテーマには取り組んでいかなきゃならないわけでございますけれども、ふれあいサロンというような状況の中での高齢者福祉という形の中で御理解いただきたいと思いますと思っております。

何回も何回も高齢化率がこの弥富においてもどんどんどんどん高まっていますよというようなことはお話をさせていただきました。現在でも4人に1人というような状況での高齢者の比率になっておるわけでございます。そうした形の中において一番心配するのは、地域に元気がなくなってくるということが困るんですね。だから、地域コミュニティを再度復活していきたいというような状況の中で、この高齢者を含めたところが、皆さんがいろんな施設に寄り添っていただいてお話をしていただく。それが、またあすへの生きる希望にもなってくると思っております。

それと同時に、大変心配されるのは自然災害であります。そういったことに対しても、こういった形の中でふれあいサロン等々で、こういうようなことをテーマにしてお話ししていただいたり、どうしていったら地域として、どこへ避難したらいいのかというようなことも含めて、お話の場を広げていただければ大変ありがたいなあと思っております。

私どもはことし10周年という形の中で、この10月15日に式典を開催させていただきます。その中で、大きな一つのテーマとして掲げるのは「健康都市宣言」ということを考えております。これについて、その式典の中で健康都市宣言を発していきたいというような状況でございます。

これは、高齢化社会における福祉ということについても非常にかかわりのあることであろうと思っております。介護の認定であるとか、医療の問題等々が、そういった形の中で、いろんな形のものが抑えられていけるような状況が望ましい地域社会だろうと思っておりますので、そんな形の前向きな状態での福祉というか皆さんとの取り組みにしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の答弁を聞き、地域に元気をというテーマで、弥富の高齢化対策がますます充実していければということを思います。

また、このふれあいサロンと福寿会が並行して充実・発展していくことも願っております。そのためには、福寿会の会員増加はもとより、高齢者のますますの健康寿命が延びるように、共助のもと進めていく必要があると思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光